

第3期宇都宮市障がい福祉
サービス計画
(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月
宇都宮市

はじめに

市では、平成21年に「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現を目指して、障がい福祉施策・事業の推進に努めてまいりました。

こうした中、平成22年12月に障害者自立支援法や児童福祉法の一部改正が行われ、利用者負担の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援の強化など、制度の見直しが行われました。

また、現在、障がい者の範囲に新たに難病患者を加えることなどを盛り込んだ「障害者総合支援法」制定の動きもあり、今後も制度の改正が予定されています。

市では、こうした障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できるよう、地域での暮らしを支援する障がい福祉サービスなどの提供体制を確保するため、このたび「第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画」（平成24～26年度）を策定いたしました。

この計画では、障がいのある人の自立を促進するため、第2期計画に引き続き、地域生活への移行や一般就労への移行を重点目標として設定し、地域生活を支援する相談支援や就労支援に係るサービスの利用促進に力を入れていくこととしております。

今後は、市民の皆様をはじめ、サービス事業者、保健・医療・福祉関係者、企業などの御理解と御協力をいただきながら、この計画を着実に推進し、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制の充実に努めてまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御意見、御助言を賜りました「社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」や「障がい者自立支援協議会」の委員の皆様並びに、実態調査やパブリックコメントなどにより、御協力いただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成24年3月



宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2章	第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等	2
1	平成23年度における目標値の実績	
2	指定障がい福祉サービス等の実績	
3	地域生活支援事業の実績	
4	利用者・事業者実態調査及び団体ヒアリングの結果（概要）	
第3章	計画の基本理念等	19
1	計画の基本理念	
2	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	
3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
第4章	平成26年度の数値目標の設定	21
1	施設入所者の地域生活への移行	
2	福祉施設から一般就労への移行	
第5章	指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策	23
1	指定障がい福祉サービス等の必要見込み量等	
2	指定障がい福祉サービス等の必要量確保の方策	
3	指定障がい福祉サービス事業所数の見通し	
第6章	地域生活支援事業の実施に関する事項	32
1	地域生活支援事業の実施	
2	実施する地域生活支援事業の種類及び量の見込み等	
3	地域生活支援事業の見込量確保のための方策	
第7章	障がい児サービス等事業者の基盤整備に係る方針	38
第8章	計画の推進体制	39

資料編

- 手帳所持者，支給決定者，利用者数，障がい程度区分の推移，総費用額の推移，利用者負担の状況，宇都宮市内における障がい福祉サービス事業所等一覧
- 策定経過
- 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 委員名簿・要綱
- 障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査結果（概要）
- 障害者自立支援法における福祉サービス等の体系
- 障がい福祉サービス等の概要
- 地域生活支援事業等の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

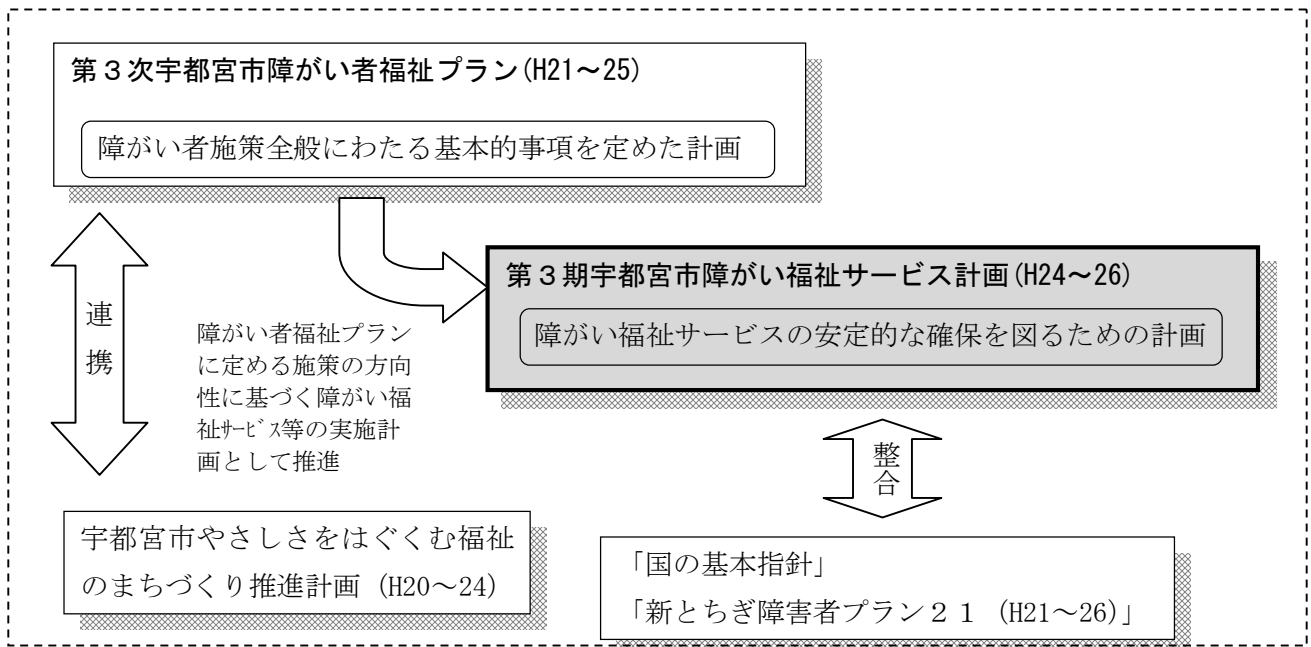
市では、平成20年度に平成25年度までの5年間の計画期間とする「宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、障がい者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会の実現を目指して、重点的に実施すべき事業の具体的な目標を定め、各種施策・事業を計画的に推進してきました。

このような中、障害者自立支援法では、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

市においても、障害者自立支援法の理念に基づき、障がい保健福祉施策の推進を図っているところであり、障がい者の身近な地域での暮らしを支援する障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を確保する必要があることから、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする「第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画（以下「第3期計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

第3期計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、同法第87条第1項に規定する国の基本指針に即し、「市町村障害福祉計画」として策定するとともに、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定している「宇都宮市障がい者福祉プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画として位置付けるものです。



3 計画の期間

第3期計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

なお、国においては、障がい者制度改革の検討を進めていることから、今後の動向を注視し、必要に応じて見直します。

第2章 第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等

1 平成23年度における目標値の実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第2期計画の目標値等】

[目標：平成23年度までにH17.10.1の施設入所者の12%が地域生活に移行]

項目	実績値							H23 目標値
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	
入所施設から地域生活への 移行者数	7人	6人	24人	21人	19人	1人	78人	58人

※ 肢体不自由者更生施設からの退所者を除く (H18～H23の施設入所者の移行率：16.1%)

※ H23はH23.4.1～H23.9.30までの実績

[目標：平成23年度末の施設入所者数をH17.10.1時点の施設入所者から6.8%削減]

項目	実績値		H23 目標値
	H17.10.1	H23.10.1	
施設入所者数	484人	410人 (△74人)	451人 (△33人)

(H17.10.1～H23.10.1の施設入所者の減少率：15.3%)

【現状・評価及び今後の課題】

地域生活移行者は、施設入所者の減少やグループホーム・ケアホームの設置が進んだことなどにより、平成23年9月までに78人が地域移行しており、目標値は達成しています。

また、施設入所者については、地域移行者の増加や精神障がい者入所授産施設がグループホームに移行したことなどにより、平成23年10月の施設入所者は410人となり、目標値は達成しています。

今後とも、地域移行を進めるため、相談支援の充実やグループホーム・ケアホームの計画的な整備、日中活動の場の確保を進めていく必要があります。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【第2期計画の目標値】

項目	H23 目標値	考え方
退院可能な精神障がい者 減少数	165人	栃木県全体の見込み数(670人)から、人口 按分等に基づき推計し、165人とする。

【現状・評価及び今後の課題】

第2期計画では、国の基本指針に基づき、栃木県が算出した数値目標を人口按分等により、本市の目標値を設定しましたが、「退院可能精神障がい者」の定義が抽象的だったため、客観的に計画達成の状況を検証することが困難でありました。

このような中、国では、客観的な指標として、さらなる退院の促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を新たに設定しており、都道府県障害福祉計画において、精神障がい者の退院に関する明確な目標値の設定が求められているところです。

今後とも、地域移行・地域定着支援事業の実施や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の体制整備などに取り組む必要があります。

(参考) 入退院患者状況等調査 (栃木県障害福祉課調べ (H23. 12))

(単位: 人)

	入院患者数			退院患者数 (※3)	
	全ての 入院患者数(※1)	社会的入院患者数(※2)		家庭復帰等	GH・CH 社会復帰施設
		入院期間 1年未満	入院期間 1年以上		
栃木県全体	4,033 人	65 人	480 人	2,374 人	302 人
宇都宮市	1,088 人	26 人	142 人	613 人	122 人

※1 平成23年9月30日に精神科病院へ入院していた患者総数(入院前居住地により集計)

※2 平成23年9月30日に精神科病院へ入院していた患者のうち、病状から退院が可能であるものの、何らかの社会的要因により退院が困難な状況にあったが、地域移行支援サービス等を活用すれば退院の可能性があった患者数(市町名は入院前居住地により集計)

※3 平成22年10月1日～平成23年9月30日に精神科病院を退院した転帰別患者数(市町名は退院後の居住地又は施設所在地により集計)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【第2期計画の目標値】

項目	実績値			H23 目標値
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
年間一般就労移行者数	12 人	13 人	22 人	32 人

※実績値の H23 年度は、H23. 4～H23. 12 までの実績

【現状・評価及び今後の課題】

昨今の経済・雇用情勢の影響等を受け、目標値の達成が困難な状況であります。一方で、宇都宮ハローワーク管内における障がい者の就職件数は、厳しい雇用情勢の中においても、年々増加しており、障がい者の雇用環境は進んでいると考えられます。

今後とも、障がい者自立支援協議会「就労支援部会」において、関係機関等との連携を図りながら、就労支援に係る課題の抽出、対応策の検討を進める必要があります。

<参考：障がい者のハローワークを通じた就職状況>

	年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
栃木県	20 年度	1,590	8.9	2,297	13.4	712	△1.9	44.8	△4.9
	21 年度	1,460	△8.2	2,253	△1.9	749	5.2	51.3	6.5
	22 年度	1,464	0.3	2,303	2.2	864	15.4	59.0	7.7
宇都宮 管内	20 年度	565	—	—	—	268	—	47.4	—
	21 年度	502	△11.2	—	—	312	16.4	62.2	31.2
	22 年度	504	0.4	—	—	313	0.3	62.1	△0.1

※ハローワーク宇都宮管内：宇都宮市，上三川町，高根沢町

2 指定障がい福祉サービス等の実績

サービス種別		平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		計画	実績	達成	計画	実績	達成	計画	実績	達成
【訪問系サービス】										
居宅介護 重度訪問介護	時間分	9,966	11,680	117.2%	10,947	13,372	122.2%	11,927	14,235	119.4%
行動援護 重度障害者等包括支援	人分	305	328	107.5%	335	383	114.3%	365	405	111.0%
【日中活動系サービス】										
生活介護	人日分	9,152	8,759	95.7%	11,176	10,165	91.0%	13,200	11,668	88.4%
	人分	416	478	114.9%	508	543	106.9%	600	609	101.5%
自立訓練(機能訓練)	人日分	132	183	138.6%	198	250	126.3%	264	262	99.2%
	人分	6	10	166.7%	9	14	155.6%	12	15	125.0%
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,210	784	64.8%	1,628	788	48.4%	2,024	806	39.8%
	人分	55	39	71.0%	74	40	54.1%	92	41	44.6%
就労移行支援	人日分	1,804	1,527	84.7%	2,288	1,833	80.1%	2,772	1,873	67.6%
	人分	82	79	96.3%	104	96	92.3%	126	98	77.8%
就労継続支援(A型)	人日分	352	0	0%	704	205	29.1%	1,056	682	64.6%
	人分	16	0	0%	32	10	31.3%	48	35	72.9%
就労継続支援(B型)	人日分	3,190	2,018	63.3%	4,796	3,466	72.3%	6,424	5,072	79.0%
	人分	145	122	84.1%	218	201	92.2%	292	281	96.2%
療養介護	人分	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
児童デイサービス	人日分	118	39	33.1%	130	46	35.4%	147	36	24.5%
	人分	20	19	95.0%	22	19	86.4%	25	12	48.0%
短期入所	人日分	468	608	130.1%	506	544	107.5%	543	681	125.4%
	人分	80	81	101.3%	87	86	98.9%	93	97	104.3%
【居住系サービス】										
共同生活援助 共同生活介護	人分	250	245	98.0%	280	267	95.4%	310	273	88.1%
施設入所支援	人分	440	413	△27	439	409	△30	438	406	△32
【相談支援】										
相談支援	人分	31	0	0%	34	0	0%	37	0	0%

※平成 23 年度は上半期(H23.4～H23.9)の実績を掲載(以下、同じ)

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

(1) 訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用量 [時間/月]	計画	9,966	10,947	11,927
	実績	11,680	13,372	14,235
	達成	117.2%	122.2%	119.4%
利用人数 [人/月]	計画	305	335	365
	実績	328	383	405
	達成	107.5%	114.3%	111.0%

【現状・評価及び今後の課題】

利用量・利用人数とも居宅介護の伸びが著しく，在宅生活者及びサービス提供事業者の増加等が影響しているものと推測されます。

利用者実態調査では，訪問系サービス利用者の8割はサービスに満足している一方，事業者実態調査では，ホームヘルパー等人材確保の課題に関する意見が寄せられています。

今後は，サービス提供体制の確保を図るとともに，現在，サービスを利用していない者の掘り起こしや，新規事業所の参入をより一層進めていく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	9,152	11,176	13,200
	実績	8,759	10,165	11,668
	達成	95.7%	91.0%	88.4%
利用人数 [人/月]	計画	416	508	600
	実績	478	543	609
	達成	114.9%	106.9%	101.5%

【現状・評価及び今後の課題】

旧法施設からの新体系移行により，利用人数は，増加傾向にあり，平成23年度末には，利用人数の増加が見込まれます。宇都宮圏域内では，生活介護の事業定員に対して，利用人数が上回っており，生活介護を利用する場合には，他圏域でのサービス利用が必要となります。

② 自立訓練（機能訓練）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	132	198	264
	実績	183	250	262
	達成	138.6%	126.3%	99.2%
利用人数 [人/月]	計画	6	9	12
	実績	10	14	15
	達成	166.7%	155.6%	125.0%

【現状・評価及び今後の課題】

駒生園（栃木県）における利用者が9割以上を占めていますが、自立訓練（機能訓練）は有期限のサービスであり、今後も、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が必要となります。

③ 自立訓練（生活訓練）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	1,210	1,628	2,024
	実績	784	788	806
	達成	64.8%	48.4%	39.8%
利用人数 [人/月]	計画	55	74	92
	実績	39	40	41
	達成	71.0%	54.1%	44.6%

【現状・評価及び今後の課題】

利用人数・利用日数は、ほぼ横ばいで推移しています。

今後も、利用者のニーズに応じた適切なサービス利用が必要となります。

④ 就労移行支援

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	1,804	2,288	2,772
	実績	1,527	1,833	1,873
	達成	84.7%	80.1%	67.6%
利用人数 [人/月]	計画	82	104	126
	実績	79	96	98
	達成	96.3%	92.3%	77.8%

【現状・評価及び今後の課題】

旧法施設からの新体系移行に伴う多機能型サービスの実施により利用日数・利用人数は、増加傾向にあり、平成23年度末には、実績値の増加が見込まれます。

今後も、就労移行者の受け入れについて、地域の関係機関の連携や企業の雇用環境の充実を進めていくとともに、一般就労への移行を促進するため、一般就労を目指す利用者の支援を充実させる必要があります。

⑤ 就労継続支援A型

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	352	704	1,056
	実績	0	205	682
	達成	0%	29.1%	64.6%
利用人数 [人/月]	計画	16	32	48
	実績	0	10	35
	達成	0%	31.3%	72.9%

【現状・評価及び今後の課題】

平成21年度においては、市内に就労A型事業所がなく、利用量・利用人数ともに実績がありませんでしたが、平成22年度以降、新規事業所の参入により、利用量・利用人数は増加傾向にあります。

今後は、新規事業所の参入のさらなる促進が必要となります。

⑥ 就労継続支援B型

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数 [人日/月]	計画	3,190	4,796	6,424
	実績	2,018	3,466	5,072
	達成	63.3%	72.3%	79.0%
利用人数 [人/月]	計画	145	218	292
	実績	122	201	281
	達成	84.1%	92.2%	96.2%

【現状・評価及び今後の課題】

旧法施設等からの新体系移行により利用日数、利用人数は、増加傾向にあり、平成23年度末には、実績値の大幅な増加が見込まれます。

今後は、利用者の自立した生活を支援するため、事業所における工賃水準の向上に向けた取組やサービス内容の充実が必要となります。

⑦ 療養介護

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数 [人/月]	計画	3	3	3
	実績	3	3	3
	達成	100%	100%	100%

【現状・評価及び今後の課題】

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者、筋ジストロフィー患者等、医学的管理下での利用となっています。

今後は、現利用者の支援を継続的に行っていくとともに、児童福祉法の一部改正により、平成24年度から重症心身障がい児施設に入所している18歳以上の者が療養介護に移行することが見込まれることから、療養介護の基盤整備が必要となります。

⑧ 児童デイサービス

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数 [人日/月]	計画	118	130	147
	実績	39	46	36
	達成	33.1%	35.4%	24.5%
利用人数 [人/月]	計画	20	22	25
	実績	19	19	12
	達成	95.0%	86.4%	48.0%

【現状・評価及び今後の課題】

療育を必要とする児童の大部分は、市子ども発達センター（知的障がい児通園施設、肢体不自由児通園施設）等を利用していることもあり、見込値に対する実績値は下回っています。

児童デイサービスは、児童福祉法の一部改正により、平成24年度から放課後等デイサービスとなりますが、放課後や長期休暇における支援の必要性は高いことから、今後は、利用者ニーズに応じたサービスの基盤整備が必要となります。

⑨ 短期入所

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用日数 [人日/月]	計画	468	506	543
	実績	608	544	681
	達成	130.1%	107.5%	125.4%
利用人数 [人/月]	計画	80	87	93
	実績	81	86	97
	達成	101.3%	98.9%	104.3%

【現状・評価及び今後の課題】

利用日数、利用人数とも増加傾向にありますが、利用者実態調査では、「施設が少ないので、充実してほしい」、「使いたいときに使えない」との意見が寄せられています。

現状では、夜間体制の整っている入所施設の新設が困難であり、入所施設併設型短期入所の確保が困難ですが、グループホーム・ケアホームにおける空床利用型短期入所の指定要件が緩和されることから、利用者ニーズに応じたサービスの基盤整備が必要となります。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 [人/月]	計画	250	280	310
	実績	245	267	273
	達成	98.0%	95.4%	88.1%

【現状・評価及び今後の課題】

旧法施設等からの新体系移行により利用日数、利用人数は、増加傾向にあり、平成23年度末には、実績値の大幅な増加が見込まれます。

引き続き、施設入所者の地域移行者や入院中の精神障がい者の地域生活の受け皿として、整備を進めることが必要となります。

② 施設入所支援

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 [人/月]	計画	440	439	438
	実績	413	409	406
	達成	△27	△30	△32

【現状・評価及び今後の課題】

地域移行が進んでいること等の影響により、利用人数は、毎年減少傾向にあります。

今後は、地域移行を進めながら、必要な人が利用できるよう、適切なサービスの確保に努める必要があります。

(4) 相談支援

相談支援（サービス利用計画作成費）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 [人/月]	計画	31	34	37
	実績	0	0	0
	達成	0%	0%	0%

【現状・評価及び今後の課題】

サービス利用計画の作成対象となっている場合でも障がい者生活支援センターの相談支援専門員や市のケースワーカー等が一般的な相談支援の中で対応している現状により、見込値に対する実績がありません。

相談支援（サービス利用計画作成費）は、障害者自立支援法の一部改正により、平成 24 年度から計画相談支援給付費として個別給付化されることから、今後は、相談支援事業者等の基盤整備を図りながら、サービス等利用計画作成の支援体制構築が必要となります。

3 地域生活支援事業の実績

事業種別	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			
	計画	実績	達成	計画	実績	達成	計画	実績	達成	
【相談支援】										
障がい者相談支援事業	設置数	7	7	100.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
地域自立支援協議会		実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%
住宅入居等支援事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%
【コミュニケーション支援事業】										
コミュニケーション支援事業	人分	82	80	97.6%	85	89	104.7%	87	88	101.2%
【日常生活用具給付等事業】										
介護・訓練支援用具	件	3	2	66.7%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
自立生活支援用具		10	9	90.0%	10	6	60.0%	11	7	63.6%
在宅療養等支援用具		5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	5	100.0%
情報意思疎通支援用具		13	10	76.9%	13	8	61.5%	14	10	71.4%
排泄管理支援用具		58	59	101.7%	59	59	100.0%	61	67	109.8%
居宅生活動作補助用具		1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
【移動支援事業】										
移動支援事業	時間分	2,768	3,376	122.0%	2,950	3,911	132.6%	3,143	4,201	133.7%
	人分	215	266	123.7%	239	328	137.2%	266	347	130.5%
【地域活動支援センター】										
地域活動支援センター	設置数	19	19	0	18	17	△1	14	17	3
	人分	264	246	△18	239	220	△19	165	224	59
【福祉ホーム事業】										
福祉ホーム事業	設置数	3	2	△1	3	2	△1	3	2	△1
【訪問入浴サービス事業】										
訪問入浴サービス事業	人分	18	15	83.3%	20	17	85.0%	22	15	68.1%
【日中一時支援事業】										
日中支援型	回数	1,078	1,165	108.1%	1,123	1,448	128.9%	1,168	1,559	133.5%
	人分	191	266	139.3%	199	307	154.3%	207	253	122.2%
放課後支援型	回数	1,281	1,125	87.8%	1,481	1,247	84.2%	1,674	1,479	88.4%
	人分	153	137	89.5%	177	162	91.5%	200	194	97.0%
【奉仕員養成研修】										
奉仕員養成研修	受講者	100	226	226.0%	100	215	215.0%	100	105	105.0%

※平成 23 年度は上半期 (H23. 4～H23. 9) の実績を掲載 (以下, 同じ)

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載 (奉仕員養成研修を除く)

(1) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業・地域自立支援協議会

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
設置数	計画	7	7	7
	実績	7	7	7
	達成	100%	100%	100%
実施の有無	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
	達成	100%	100%	100%

【現状・評価及び今後の課題】

相談支援事業は、市内7か所の「障がい者生活支援センター」において、福祉サービスの利用援助を始めとする各種相談を実施しています。相談件数、利用者数とも、年々増加しており、特に発達障がいや高次脳機能障がいがある人からの相談が増加傾向にあります。

利用者実態調査においては、今後充実してほしいサービスとして、「相談機能の充実」が最も多く寄せられ、今後もますます需要が増えると予想されます。

また、障がい者自立支援協議会「相談支援部会」では、各種ケース検討や相談支援ガイドラインの作成、基幹相談支援センターの設置に向けた検討等を定期的に議論しています。

障害者自立支援法の一部改正により、平成24年度から、相談支援給付費が創設され、これまで以上に相談支援専門員等の資質の向上、総合的な相談支援体制の構築等が求められることから、関係機関との連携を図りながら、体制整備に努める必要があります。

② 市町村相談支援機能強化事業

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施の有無	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
	達成	100%	100%	100%

【現状・評価及び今後の課題】

市町村相談支援機能強化事業は、市役所本庁舎において精神保健福祉士を1名配置し、主に精神障がい者に係る障がい福祉サービス等の支給決定のための訪問調査、電話相談、来庁相談を実施しています。

調査件数や相談件数が年々増加しており、特に発達障がいや高次脳機能障がいがある人からの相談が増加傾向にあります。

精神保健福祉士等の専門的知識を有する者が障がい福祉サービス等支給決定に関する調査を行うことにより、障がい特性を適切に反映することができるため、本事業を継続していく必要があります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施の有無	計画	-	-	-
	実績	-	-	-
	達成	-	-	-

【現状・評価及び今後の課題】

住宅入居等支援事業は、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年度から地域定着支援として個別給付化されます。現状では、他市の実施状況等の把握に留まっており、本市では事業実施に至っていません。

今後は、相談支援事業者等関係機関における連携強化や地域移行の課題整理を行い、事業者のサービス提供体制を構築していく必要があります。

④ 成年後見制度利用支援事業

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施の有無	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
	達成	100%	100%	100%

【現状・評価及び今後の課題】

成年後見制度利用支援事業は、市長申立てが必要な事例が生じた場合、申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成するものですが、現時点においては、障がい者における申立ての実績はありません。

また、利用者実態調査においては、当該制度を「知っている」「だいたい知っている」と回答した人は4割に上るものの、その利用相談窓口が市障がい福祉課にあることを知っている人が回答者の2割に留まる等、制度のさらなる周知が必要となっています。

今後は、ニーズがあっても制度に結びついていない者の掘り起こしや幅広い周知活動、権利擁護の支援体制の充実に向けた関係機関との連携体制を構築していく必要があります。

(2) コミュニケーション支援事業

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数 [人/月]	計画	82	85	87
	実績	80	89	88
	達成	97.6%	104.7%	101.2%

【現状・評価及び今後の課題】

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は、各年度において、利用者は増加傾向にあるため、派遣可能な手話通訳者や要約筆記者の登録数の増加が求められます。

今後は、手話通訳者や要約筆記者を目指す人を増やす観点から、奉仕員（手話）養成研修の「入門・基礎」の充実・強化を図り、担い手の拡充を図っていく必要があります。

(3) 日常生活用具給付等事業

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具 給付件数 [件/月]	計画	3	3	3
	実績	2	2	2
	達成	66.7%	66.7%	66.7%
自立生活支援用具 給付件数 [件/月]	計画	10	10	11
	実績	9	6	7
	達成	90.0%	60.0%	63.6%
在宅療養等支援用具 給付件数 [件/月]	計画	5	5	5
	実績	4	4	5
	達成	80.0%	80.0%	100%
情報・意思疎通支援用具 給付件数 [件/月]	計画	13	13	14
	実績	10	8	10
	達成	76.9%	61.5%	71.4%
排泄管理支援用具 給付件数 [件/月]	計画	58	59	61
	実績	59	59	67
	達成	101.7%	100.0%	109.8%
居宅生活動作補助用具(住宅 改修費) 給付件数 [件/月]	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
	達成	100%	100%	100%

【現状・評価及び今後の課題】

日常生活用具給付等事業は、利用者へ必要な給付ができるよう、給付基準の見直しを行い、平成 22 年度から、「音声タグレコーダー」や「よむべえ」を給付できるようにするとともに、聴覚障がい者世帯に対する火災警報器の基準額の引き上げを実施しました。また、利用者負担上限額の見直しを行い、市民税非課税世帯の自己負担を 0 円としています。

利用者実態調査においては、利用者の 7 割が給付の内容に満足しているものの、支給の対象範囲に関する意見が寄せられており、利用者ニーズに合わせた給付が求められています。

今後は、日常生活用具の支給品目、価格、支給対象の設定にあたっては、利用者ニーズを踏まえながら、適宜見直しを行い、実態に即したサービス給付とすることが必要となります。

(4) 移動支援事業

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用時間数 [時間/月]	計画	2,768	2,950	3,143
	実績	3,376	3,911	4,201
	達成	122.0%	132.6%	133.7%
利用人数 [人/月]	計画	215	239	266
	実績	266	328	347
	達成	123.7%	137.2%	130.5%

【現状・評価及び今後の課題】

移動支援は、実利用者及び給付実績とも毎年度、大幅な増加傾向にあります。障がい種別による特定利用者の増加は見受けられませんが、全体的にニーズの高さが伺えます。

利用者実態調査においては、障がい種別を問わず満足度は高い傾向にある一方、20歳未満の療育手帳所有層からは、「利用したいときに利用できない」や「サービス内容が限られている」といった意見が寄せられました。

また、障害者自立支援法の一部改正により、平成23年10月から「同行援護」が創設されたことに伴い、対象者、事業内容等の見直しを行い、同行援護の対象となる者の移行は比較的スムーズに進んでいますが、事業者等の確保が課題となっています。

今後は、利用者ニーズを把握しながら、きめ細かい支援体制を検討しつつ、同行援護の創設を踏まえ、研修等を通じたガイドヘルパーの質の向上が求められています。

(5) 地域活動支援センター

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施箇所	計画	19	18	14
	実績	19	17	17
	達成	0 箇所	△1 箇所	△3 箇所
利用人数 [人/月]	計画	264	239	165
	実績	246	220	224
	達成	△18 人	△19 人	△59 人

【現状・評価及び今後の課題】

地域活動支援センターは、指定障がい福祉サービス事業所への移行を見込んでいたことから、計画値が減少していますが、現時点における実施箇所数は17箇所であり、平成23年度末までこのまま推移する見通しです。また、指定障がい福祉サービス事業所への移行が進んだ影響により、実利用者数は減少傾向にありますが、概ね220人前後で推移しています。

利用者実態調査や団体ヒアリング等では、日中における居場所・交流の場として、一定数は必要との意見が寄せられました。

今後も、事業者の安定した運営を支援していく必要があります。

(6) 福祉ホーム

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施箇所	計画	3	3	3
	実績	2	2	2
	達成	△1 箇所	△1 箇所	△1 箇所

【現状・評価及び今後の課題】

福祉ホームは、市内に2箇所あり、利用者数は概ね18名前後で推移しています。

今後も、引き続き、利用者の居住環境の確保に努めていきます。

(7) 訪問入浴サービス事業

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 [人/月]	計画	18	20	22
	実績	15	17	15
	達成	83.3%	85.0%	68.1%

【現状・評価及び今後の課題】

訪問入浴サービスは、市内に事業所が3か所あり、実利用者数は微増傾向にあります。平成21年度には、利用者の利便性向上を図るため、報酬単価を設定し、複数事業者で事業を実施しているところです。

今後は、既存事業者の経営の安定化や新規事業者の参入促進に努めていきます。

(8) 日中一時支援事業

① 日中支援型

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用回数 [回/月]	計画	1,078	1,123	1,168
	実績	1,165	1,448	1,559
	達成	108.1%	128.9%	133.5%
利用人数 [人/月]	計画	191	199	207
	実績	266	307	253
	達成	139.3%	154.3%	122.2%

【現状・評価及び今後の課題】

日中支援型は現在、市内45か所で実施しており、利用回数、利用人数とも増加傾向にあり、実施箇所を順次、拡大してきています。

児童福祉法の一部改正により、平成24年度から「放課後等デイサービス」が実施され、障がい児において、利用状況の変化が見込まれることから、利用状況をみながら、実施箇所数、配置等を検討していく必要があります。

② 放課後支援型

指標		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用回数 [回/月]	計画	1,281	1,481	1,674
	実績	1,125	1,247	1,479
	達成	87.8%	84.2%	88.4%
利用人数 [人/月]	計画	153	177	200
	実績	137	162	194
	達成	89.5%	91.5%	97.0%

【現状・評価及び今後の課題】

放課後支援型は現在、市内13か所で実施しており、利用者数、利用回数とも増加傾向にあります。

平成19年に実施したアンケート調査により、知的障がい児の中学生受入れのニーズが高かったことから、順次、計画的に拡大を図ってきました。

利用者実態調査では、満足度が5割となっている一方、「利用したいときに利用できない」や「利用可能な施設数が少ない」といった意見が寄せられています。

今後の事業の拡充については、児童福祉法の一部改正により、平成24年度から実施される「放課後等デイサービス」との関係から、事業内容、実施箇所、配置等について、利用状況をみながら、適正な実施箇所数や配置を検討していく必要があります。

＜参考＞ 重症心身障がい児（者）医療的ケア支援事業

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数 [回/月]	計画	-	-	-
	実績	68	82	72
	達成	-	-	-
利用人数 [人/月]	計画	-	-	-
	実績	25	24	23
	達成	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

重症心身障がい児（者）医療的ケア支援事業は、平成20年度の事業開始以来、現在、市内6か所で実施しており、利用回数が毎年増加傾向にあります。

利用者実態調査等においては、利用者のニーズは高い一方、「利用したい日に利用できない」、「送迎サービスを充実してほしい」「医師がいる施設が増えてほしい」といった意見が寄せられました。

事業の拡充にあたっては、利用者が身近な場所で、必要なときに必要なサービスが受けられる環境の整備に努めていきます。

(9) 奉仕員養成研修

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度
受講者数 [人/年]	計画	100	100	100
	実績	226	215	105
	達成	226.0%	215.0%	105.0%

【現状・評価及び今後の課題】

手話通訳者や要約筆記者を目指す人を増やす観点から、奉仕員（手話）養成研修の「入門・基礎」の充実・強化を図り、担い手の拡充を図っていく必要があります。

4 利用者・事業者実態調査及び団体ヒアリングの結果（概要）

(1) 利用者実態調査

- 全てのサービスにおいて、前回調査（H20）より利用者の満足度は向上しています。

<主なサービス>

項目	今回調査	前回調査	増加ポイント
入所施設の満足度	86.7%	80.9%	+ 5.8%
訪問系サービスの満足度	75.7%	57.8%	+ 17.9%
日中活動系サービスの満足度	72.4%	66.0%	+ 6.4%

- 上記項目における満足していない理由のうち、前回調査より大きく増加したものについては、[入所施設]「サービスの質が悪い」（前回：12.0%→今回：20.0%）や[訪問系]「申し込んでも使えない」（前回：22.6%→今回：23.5%），[日中活動]「障がい特性を理解した支援がない」（前回：10.3%→今回：30.3%）となっています。
- 日中活動系サービスで工賃をもらう利用者においては、「工賃に関係なく、仕事を続けていきたい」（H20:65.4%→H23:56.0%）が減少する一方、一般就労を希望する者の割合は増加（H20:14.7%→H23:21.0%）しています。
- 今後、充実してほしいサービスとしては、「相談機能の充実」が約4割を占め、最も多いです。

<上位3位>

項目	今回調査
相談機能の充実	38.8%
グループホーム・ケアホームの増設	23.5%
健全者と障がい者の交流の充実	23.0%

- 障がい福祉サービスに関する意見・要望（自由回答）については、「施設の増設・充実」や「日中一時支援の改善・拡大」を求める声が多いです。

<上位5位>

項目	今回調査
通所・入所施設の増設・充実	14件
日中一時支援の改善・拡大	14件
短期入所の増設・充実	13件
親亡き後の生活の心配	13件
障がい福祉制度の積極的な情報提供	12件

(2) 事業者実態調査

- 事業者における運営上の課題は、「スタッフの確保」（50.9%）が過半数を占めています。
- スタッフの勤務状況（施設長を除く）のうち、常勤の割合は、相談支援専門員が最も高く（89.1%）、ホームヘルパーが最も低い（27.7%）です。
- スタッフの平均勤続年数（施設長を除く）は、就労支援員が最も長く（9.8年）、ホームヘルパーが最も短い（3.9年）です。
- サービスの質の向上のために実施している取組は、「事業所内研修」（67.6%）、「事故防止の

ための事例の収集」(63.2%)、「問題事例等に関するケース検討会」(61.1%)が6割を超えています。

- ・ 各サービスの市民・市民以外の割合は、居宅系サービス(43.3%)と旧体系施設(入所)(61.3%)において、市民以外の割合が高いです。
- ・ 今後、サービスの質の向上のための取組としては、「利用者や家族への満足度調査」や「外部での研修」、「ガイドライン・マニュアル作成」が3割を超え上位となっています。

<上位3位>

項目	今回調査
利用者や家族への満足度調査	32.7%
外部での研修	30.7%
ガイドライン・マニュアル作成	30.0%

(3) 団体ヒアリング

身体、知的、精神、発達について代表となる団体に個別ヒアリングを実施しました。

ア 対象団体

- ・ 社会福祉法人 宇都宮市障害者福祉会連合会
- ・ 特定非営利活動法人 宇都宮市知的障害者育成会
- ・ 宇都宮地区精神障がい者援護会
- ・ 宇都宮市自閉症児者親の会

イ 主な意見

(地域移行)

- ・ 当事者家族同士のピアサポートが重要である。

(就労支援)

- ・ 就労支援について、離職してしまう現因は様々であるが、離職させない支援も必要である。

(日中活動系サービス)

- ・ 市内に就労継続支援A型事業所が少ないため、整備が必要である。

(相談支援)

- ・ サービスの利用にあたっては、障がい児の自立に向けた支援になるよう、サービス利用計画や個別支援計画が必要である。

(地域活動支援事業)

- ・ 地域課題の掘り起こしには、障がい者自立支援協議会の活用が大切なので、形骸化しないようにしてほしい。
- ・ 地域移行を進める上で、グループホーム等の整備だけでなく、居住サポート事業も必要である。
- ・ 地域活動支援センターの運営費の10割保障を継続してほしい。
- ・ 成年後見制度(権利擁護)を充実してほしい。

(その他)

- ・ サービス支給決定において、療育手帳の所持を要件としていないことについて、わかりやすい周知をしてほしい。
- ・ 障がい程度区分の判定基準をより生活実態に即したものにしてほしい。

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」の基本目標である「障がい者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会」の実現を目指し、「第3期計画」においても、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいに係る制度の一元化等

障がい福祉サービスに関し、実施主体が市町村を基本とする仕組みに統一されたことや身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、より一層のサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。高次脳機能障がい者についても同様とします。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービス※¹の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、国の基本指針や第2期計画の課題等を踏まえ、次の点に配慮し、数値目標を設定し、見込み量の確保に努めます。

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの確保に努めます。

(2) 希望する障がい者等に日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努めます。

※¹ インフォーマルなサービス ボランティアや家族、友人からの援助や地域での助け合いなど、行政などが提供する公的なサービスでないサービス。地域で長期にわたる支援を行うためには、フォーマルなサービスだけでなくインフォーマルなサービスの活用が重要とされている。

(3) 入所施設等から地域生活への移行を推進

「地域相談支援」の円滑な実施等，地域生活を支援する体制の整備等を行うことにより，入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域で自立した生活を送っていくためには，障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し，必要に応じた障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援が必要不可欠です。

このため，相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに，地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し，相談支援体制の充実に努めます。

また，障がい者自立支援協議会を活用しながら，支援体制の課題の情報共有，関係機関との連携強化を図ります。

第4章 平成26年度の数値目標の設定

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行を促進するため、国の基本指針、第2期計画の実績等を踏まえ、次のとおり、平成26年度の目標値を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、グループホーム・ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末の地域移行者の数値目標を設定します。

① 地域移行者数

【基本的な考え方】

平成26年度末時点で、地域生活移行者は、平成17年10月1日時点の施設入所者（484人）の概ね22%の障がい者が地域生活へ移行することを目指します。

【目標値の設定】

項目	H26年度末目標値
入所施設から地域生活への移行者数	108人

② 入所者の削減数

【基本的な考え方】

施設入所者については、地域生活移行者が増加すること等を考慮し、平成26年度末時点で、平成17年10月1日時点の施設入所者（484人）の19.2%の施設入所者の減少を図ります。

【目標値の設定】

項目	H17.10.1現在	H26年度末目標値
施設入所者数	484人	391人 (△93人)

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援等を利用して、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行

【基本的な考え方】

平成26年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援等を活用し一般就労へ移行する者は、32人とします。

経済環境・雇用情勢は依然として厳しい状態が続いていますが、障害者自立支援法施行後、一般就労に対する障がい者の意識が高まる中、近年の障がい者の雇用環境は着実な進展を見せており、今後、事業所の一般就労に向けた取組に対する支援や労働関係機関の就労支援策の活用などにより、第2期計画目標値の水準を維持します。

【目標値の設定】

項目	H26年度目標値
年間一般就労移行者	32人

② 就労支援事業の利用者数

【基本的な考え方】

平成26年度末における福祉施設利用者（1,615人）のうち、就労移行支援事業を利用する者（140人）の割合は、8.7%とします。

また、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者（554人）のうち、就労継続支援A型を利用する者（97人）の割合は、17.5%とします。

【目標値の設定】

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設(※)利用者数	1,615人	P23参照
平成26年度末の就労移行支援事業利用者数	140人	P25参照
福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合	8.7%	
平成26年度末の就労継続支援A型の利用者数	97人	P25参照
平成26年度末の就労継続支援B型の利用者数	457人	P26参照
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）の利用者数	554人	P23参照
就労継続支援A型の利用者数の割合	17.5%	

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を指します。

第5章 指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策

1 指定障がい福祉サービス等の必要見込量等

指定障がい福祉サービス、指定計画相談支援、指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。

	サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
【訪問系サービス】				
居宅介護 重度訪問介護	時間分	19,994	22,282	24,851
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人分	568	633	706
【日中活動系サービス】				
日中活動系サービス	人日分	26,879	28,438	29,942
	人分	1,450	1,534	1,615
生活介護	人日分	14,754	15,278	15,727
	人分	789	817	841
自立訓練(機能訓練)	人日分	304	340	376
	人分	17	19	21
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,129	1,148	1,168
	人分	57	58	59
就労移行支援	人日分	2,285	2,477	2,688
	人分	119	129	140
就労継続支援(A型)	人日分	1,420	1,680	1,940
	人分	71	84	97
就労継続支援(B型)	人日分	6,987	7,515	8,043
	人分	397	427	457
療養介護	人分	49	50	50
短期入所	人日分	735	798	868
	人分	105	114	124
【居住系サービス】				
共同生活援助 共同生活介護	人分	348	363	379
施設入所支援	人分	401	396	391
【相談支援】				
計画相談支援	人分	40	83	125
地域移行支援	人分	2	2	2
地域定着支援	人分	2	2	2

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

(1) 訪問系サービス

【実施に関する考え方】

障がい者の地域生活を支援するため、居宅介護や重度訪問介護等必要とする訪問系サービスを、すべての障がい者が利用できるようサービスの確保に努めます。

【見込量推計の考え方】

必要なサービス量については、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、同行援護の創設に伴う移動支援事業からの移行数等を考慮し、推計を行っています。

平成 26 年度においては、平成 23 年度実績の約 1.74 倍の利用者数の増加を見込んでいます。

[居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
568	19,994	633	22,282	706	24,851

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

※平成 23 年度実績には、同行援護は含まれていない。

※一人あたりの月間平均利用時間（H21.4～H23.9）：35.2 時間

(2) 日中活動系サービス

【実施に関する考え方】

障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動，創作活動の場を提供するサービスや一般就労への移行，社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保します。

【見込量推計の考え方】

必要なサービス量については、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向や地域生活への移行状況等を考慮し、推計を行っています。

平成 26 年度においては、平成 23 年度実績の約 1.52 倍の利用者数の増加を見込んでいます。

① 生活介護

施設での介護が必要な障がい者が、通所利用を中心に今後も利用者数が増加すると見込まれることから、サービスの確保に努めていきます。

[生活介護]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
789	14,754	817	15,278	841	15,727

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者等が自立した生活を送れるよう、障がい者支援施設等での自立訓練を促進し、サービスの確保に努めていきます。

[自立訓練（機能訓練）]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
17	304	19	340	21	376

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者・精神障がい者等が自立した生活を送れるよう、障がい者支援施設等での自立訓練を促進し、サービスの確保に努めていきます。

[自立訓練（生活訓練）]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
57	1,129	58	1,148	59	1,168

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

④ 就労移行支援

施設入所者や精神科病院に入院中の精神障がい者、特別支援学校卒業者等で就労に関する訓練が必要な障がい者の一般就労を支援し、一般就労に関する目標値を達成できるよう、障がい者支援施設等での就労移行を促進し、サービスの確保に努めていきます。

[就労移行支援]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
119	2,285	129	2,477	140	2,688

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

⑤ 就労継続支援 A 型

一般就労が困難な障がい者に対して福祉的就労の場を提供するため、サービスの確保に努めていきます。

[就労継続支援 A 型]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
71	1,420	84	1,680	97	1,940

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

⑥ 就労継続支援 B 型

一般就労が困難な障がい者に対して福祉的就労の場を提供するため、サービスの確保に努めていきます。

また、工賃水準向上の取組を行いながら、障がい者の自立を促進していきます。

[就労継続支援B型]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
397	6,987	427	7,515	457	8,043

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

⑦ 療養介護

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者など、医学的管理下での福祉サービスの利用が必要な障がい者が安心して利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。

[療養介護]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
49	50	50

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

⑧ 短期入所

在宅での生活を送る介護等が必要な障がい者は今後も増える見込まれることから、サービスの確保に努めていきます。

また、グループホーム・ケアホームにおける空床利用型短期入所の指定要件が緩和されることから、事業者の運営実態を把握し、必要な確保策を検討していきます。

[短期入所]

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
105	735	114	798	124	868

※各年度とも一月あたりの利用人数等を掲載

※一人あたりの月間平均利用日数（H21.4～H23.9）：7.0日

(3) 居住系サービス

【実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域における居住の場である共同生活援助事業及び共同生活介護事業の確保に努めます。

【見込量推計の考え方】

必要なサービス量については、地域生活に移行する障がい者に必要な共同生活援助等を確保するため、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、障害者自立支援法等の改正内容等を考慮し、推計を行っています。

共同生活援助・共同生活介護については、平成 26 年度において、平成 23 年度実績の約 1.37 倍の利用者数の増加を見込んでいます。

また、入所施設利用者については、平成 26 年度において、地域生活への移行に伴い平成 23 年度時点における利用者の約 0.74%の減少を見込んでいます。

① 共同生活援助・共同生活介護

グループホーム・ケアホームの利用を希望する知的障がい者や精神障がい者等は、今後も増加すると見込まれることから、基盤整備等を含めたサービスの確保に努めていきます。

[共同生活介護・共同生活援助]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
348	363	379

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

② 施設入所支援

入所の長期化に伴う利用実態の乖離を解消し、地域移行を進めながら必要な人がサービスを利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。

[施設入所支援]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
401	396	391

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

(4) 相談支援

【実施に関する考え方】

指定一般相談支援事業者による地域相談支援及び指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成やその計画に基づく障がい福祉サービス等の利用支援等を行い、障がい者が適切なサービスを利用できる相談支援体制を整備します。

【見込量推計の考え方】

計画相談支援については、今後3か年で段階的に利用対象者が拡大されることから、平成24年度においては施設入所者を優先的に見込み、平成26年度においてはサービス等利用計画の作成が見込まれるすべての障がい者を対象に必要な量を見込んでいます。

地域移行支援については、施設入所者や精神障がい者地域移行・地域定着支援事業を実施している事業者の実績等を勘案し、必要な量を見込んでいます。

地域定着支援については、地域移行支援による入所施設からの地域移行者や精神科病院からの退院者のうち、賃貸住宅等へ帰住した単身者、自宅に戻る人で「同居の家族による支援を受けられない者」が対象となることを勘案し、必要な量を見込んでいます。

① 計画相談支援

計画相談支援等については、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年度から段階的に対象者の拡大が図られることから、利用者の大幅な増加が予測されます。

地域移行を進めながら必要な人がサービスを利用できるよう、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制の確保に努めていきます。

[計画相談支援]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
40	83	125

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

② 地域移行支援

精神障がい者地域移行・地域定着支援事業の実績等を踏まえ、必要な人がサービスを利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。

[地域移行支援]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
2	2	2

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

③ 地域定着支援

相談支援事業者等関係機関における連携強化や地域移行の課題整理を行い、必要な人がサービスを利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。

[地域定着支援]

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	人分	人分
2	2	2

※各年度とも一月あたりの利用人数を掲載

2 指定障がい福祉サービス等の必要量確保の方策

指定障がい福祉サービス等の必要見込量を確保するため、次のような取組を行います。

(1) 計画内容の周知・啓発【継続】

障がい者の自立した生活を支援していくためには、障がい者等の理解や事業者の確保が重要であることから、広報紙・ホームページ等への掲載や各種団体等を通じて、利用者に対する障がい者福祉サービス等の制度に関する情報提供を行うとともに、事業者に対しても本計画の内容の周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実強化【一部新規・継続】

障がい者の自立した地域生活を支えるためには、相談支援体制の充実が必要であることから、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による相談援助や障がい者同士によるピアサポートを活用しながら、必要な相談支援等の実施に努めます。

障がい者が、障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で、総合的な支援が受けられるよう、「基幹相談支援センター」を中心とする相談支援体制を整備します。

(3) サービス量の充足・基盤整備【継続】

障がい福祉サービス事業等のサービス量の充足を図るため、国庫補助金等を活用しながら、サービス量の充足を目指し、基盤整備を推進します。

(4) 地域生活移行の促進【一部新規・継続】

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制の構築やサービスの基盤整備、障がい者福祉制度の周知とともに、グループホームやケアホームの生活基盤を充実することにより、福祉施設の入所から地域生活への移行を促進します。

また、入所施設や精神科病院等からの地域移行・地域定着支援を推進するため、障がい者自立支援協議会における「(仮称)地域移行支援部会」の設置を含めた地域生活を支援する仕組みや制度を検討します。

(5) 就労移行の促進【一部新規・継続】

障がい者の福祉施設から一般就労への移行を支援するため、障がい者自立支援協議会「就労支援部会」において、就労に係る現状や課題を検証しながら、宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター等の関係機関と一体となって、就労支援に取り組んでいきます。

特に、就労移行支援事業所における取組に対して、積極的に支援します。

また、障がい者の就労支援策の一つとして、一般就労を希望する特別支援学校の生徒を対象に、市役所内で職場体験（インターンシップ）を実施します。

なお、福祉施設で働く障がい者の工賃水準の向上を図り、地域生活での自立を促進するため、事業者自らの取組を促進するとともに、市庁舎内授産品販売所の運営や授産品の販路拡大、官公需による受注促進などの取組を積極的に進めます。

サービス種別		H24.4(推計)	平成 26 年度末	考え方
療養介護	見込量(人)	49	50	・児童福祉法の改正による事業所の動向が未定
	定員(人)	-	-	
	事業所数	-	-	
短期入所	見込量(人)	97	124	H24.4 定員…59 人(a), 定員 1 に対する利用割合…1.64 人(b), H26 年度利用見込み 124 人(c) ⇒(a)-(c)/(b)=必要定員 16 人 ⇒必要事業所数: 16/4(平均定員) =4 事業所
	定員(人)	59	75	
	事業所数	14	18	
共同生活援助 共同生活介護	見込量(人)	331	379	・26 年度末の見込 379 人(a) ・H24.4 の定員推計 377 人(b) ・男女差, 障がい特性等を踏まえ, H24.4 における棟数(57 棟)につき, 1 名分の余裕(空床)を確保 57 人(c) ⇒ 必要定員数:(a)-(b)+(c)=59 人 ⇒ 必要棟数: 59/6(平均定員) =9.8 棟≒10
	定員(人)	377	436	
	棟数	57	67	

※ 日中活動系サービス及び共同生活援助・共同生活介護の平成 26 年度見込み量の充足見通しを平成 26 年度サービス見込量の利用者数と、平成 24 年 4 月時点の各事業所の指定定員数（推計）を比較し算出した。なお、必要事業所の算出にあたっては、必要定員数をサービス毎に市内事業所の平均定員で除している。

※ 市の助成を伴わない整備も含む。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の実施

相談支援事業や移動を支援する事業、創作的活動等の機会の提供を行う事業、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

事業種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施見込箇所	7	8	8
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-
成年後見制度利用支援事業		実利用見込み者数	1	2	4
手話通訳・要約筆記者派遣事業		実利用見込み者数	89	92	95
手話通訳者設置事業		実設置見込み者数	2	2	2
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	3	3	3
	自立生活支援用具		8	8	8
	在宅療養等支援用具		4	4	4
	情報意思疎通支援用具		10	10	10
	排泄管理支援用具		67	67	67
	居宅生活動作補助用具		1	1	1
移動支援事業		延べ利用時間数	2,519	3,067	3,744
		利用人数	257	313	382
地域活動支援センター(本市分)		実施箇所数	15	15	15
		利用人数	220	220	220
地域活動支援センター(他市町分)		実施箇所数	1	1	1
		利用人数	1	1	1
障害児等療育支援事業		実施見込箇所数	1	1	1
福祉ホーム事業		実施見込箇所数	2	2	2
訪問入浴サービス事業		実利用見込み者数	17	19	21
日中一時支援事業	日中支援型	延べ利用見込回数	1,824	2,121	2,466
		実利用見込み者数	283	314	348
	放課後支援型	延べ利用見込回数	1,516	1,638	1,769
		実利用見込み者数	222	250	278
	医療的ケア	延べ利用見込回数	81	81	81
		実利用見込み者数	26	26	26

2 実施する地域生活支援事業の種類及び量の見込み等

(1) 相談支援事業

【実施に関する考え方】

障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターの設置を含め、相談支援体制の構築について検討します。

また、精神保健福祉士などの専門的知識を有する者が対応している調査件数や相談件数が年々増加しており、特に発達障がい者や高次脳機能障がい者からの相談が増加傾向にあることから、支援員の資質の向上に努めていきます。

なお、「住宅入居等支援事業」については、平成24年4月施行の「地域移行支援・地域定着支援」の実施状況を踏まえ、今後の事業のあり方を検討していきます。

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業 (※実施見込箇所数)	7か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター (※設置の有無)	無	有	有
市町村相談支援機能強化事業 (※実施の有無)	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (※実施の有無)	-	-	-

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を活用するため、成年後見制度利用支援事業を実施します。

また、障がいの権利擁護を進めるため、自立支援協議会における「権利擁護部会」の設置を含めた障がいの権利擁護施策を検討します。

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業 (※実利用見込み者数)	1人	2人	4人

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図り社会参加を今後も支援できるよう、サービスを継続していきます。

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳・要約筆記者派遣事業 (※一月の実利用見込み者数)	89人	92人	95人
手話通訳者設置事業 (※年間の実設置見込み者数)	2人	2人	2人

(4) 日常生活用具給付等事業

障がい者の日常生活等の質の向上を図り、自立した生活を支援するため、日常生活用具の給付等を推進していきます。

(単位:一月の給付等見込み件数)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	8 件	8 件	8 件
在宅療養等支援用具	4 件	4 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	10 件	10 件	10 件
排泄管理支援用具	67 件	67 件	67 件
居宅生活動作補助用具	1 件	1 件	1 件

(5) 移動支援事業

介護給付では対応の困難な、社会生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支えるため、事業を継続していきます。

単位:(上段)一月の実利用見込み者数

(下段)一月の延べ利用見込み時間数

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	257 人	313 人	382 人
	2,519 時間	3,067 時間	3,744 時間

(6) 地域活動支援センター

介護給付や訓練等給付では対応しきれないニーズに柔軟に対応できる施設として、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援していきます。

単位：(上段)年間の実施見込み箇所

(下段)一月の実利用見込み者数

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター(宇都宮市利用分)	15 箇所	15 箇所	15 箇所
	220 人	220 人	220 人
地域活動支援センター(他市町利用分)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 人	1 人	1 人

(7) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児者、身体障がい児の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談、指導、障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施していきます。

単位：年間の実施見込み箇所

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい児等療育支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(8) 福祉ホーム

身体上や精神上的の障がいのために家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活に適する居室などの設備を持ち、必要な便宜を提供する福祉ホーム事業を実施していきます。

単位：年間の実施見込み箇所

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉ホーム	2 箇所	2 箇所	2 箇所

(9) 訪問入浴サービス

地域における身体障がい者等の生活支援策の一つとして、施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障がい者の身体の清潔を保持し、心身機能の維持等を図るため、訪問入浴サービスを継続します。

単位：一月の実利用見込み者数

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス	17 人	19 人	21 人

(10) 日中一時支援事業

障がい者等の家族の一時的な休息の確保等を目的として、今後も事業を継続します。また、事業を提供できる実施場所の拡充や対象範囲の拡大について検討します。

単位: (上段)一月の延べ利用見込み回数

(下段)一月の実利用見込み者数

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中支援型	1,824 回	2,121 回	2,466 回
	283 人	314 人	348 人
放課後支援型	1,516 回	1,638 回	1,769 回
	222 人	250 人	278 人
医療的ケア	81 回	81 回	81 回
	26 人	26 人	26 人

(11) その他社会参加促進事業等

障がい者等の社会参加等を促進するため、主に以下に掲げる事業を行います。

① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

- ・ うつのみやふれあいスポーツ大会の開催
- ・ 各種スポーツ講座の開催

② 芸術・文化講座開催等事業

- ・ うつのみやふれあい文化祭の開催
- ・ わく・わくアートコンクールの開催
- ・ 各種芸術・文化講座の開催

③ 点字・声の広報等発行事業

- ・ 点字広報・声の広報の発行

④ 奉仕員養成研修事業

- ・ 奉仕員養成事業の実施

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

- ・ 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

⑥ 生活支援事業

- ・ 精神障がい者及びその家族等の団体が行うボランティア活動に対する支援

⑦ 在宅重度心身障がい者デイケア事業

- ・ 在宅重度心身障がい者への社会適応能力等向上のための支援

3 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

地域生活支援事業の必要見込み量を確保するため、次のような取組を行います。

(1) 障がい者自立支援協議会の機能強化【一部新規・拡充】

障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るため、「(仮称) サービス等利用評価部会」の設置を含めたサービス等利用計画作成に必要な体制を検討します。

また、地域移行支援・地域定着支援を効果的に実施するための関係機関による地域移行のネットワークの強化や障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた資源開発の役割強化を図るため、「(仮称) 地域移行支援部会」の設置を含めた地域移行支援を推進する仕組みや制度を検討します。

(2) 障がい者虐待防止に対する取組みの強化【新規】

障がい者の尊厳を守り、障がい者虐待の防止等に関する支援体制を整備するため、「(仮称) 障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関から成るネットワークの構築、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けた体制の整備に取り組みます。

(3) 地域活動支援センターの運営安定化【継続】

地域活動支援センター事業の運営の安定化を図るため、事業報酬に対する保障を継続し、同事業の確保に努めます。

(4) 日中一時支援事業の充実強化【拡充】

利用者のニーズを踏まえ、更なるサービスの充実を図るため、事業を提供できる実施場所の拡充や対象範囲の拡大について検討します。特に、医療的ケアについては、事業の円滑な運営を進めていくとともに、事業者が参入しやすい環境を整備し、更なるサービスの充実に努めます。

(5) 利用者負担の軽減【継続】

サービスの利用を促進するため、地域生活支援事業と障がい福祉サービスの合算上限額の設定や超過負担額の償還給付の取組を継続します。

(6) 日常生活用具給付等事業の拡充【拡充】

利用者ニーズを踏まえながら、支給品目等の適宜見直しを行い、実態に即した必要な物品等の検討に努めます。

(7) その他社会参加促進事業の実施【継続】

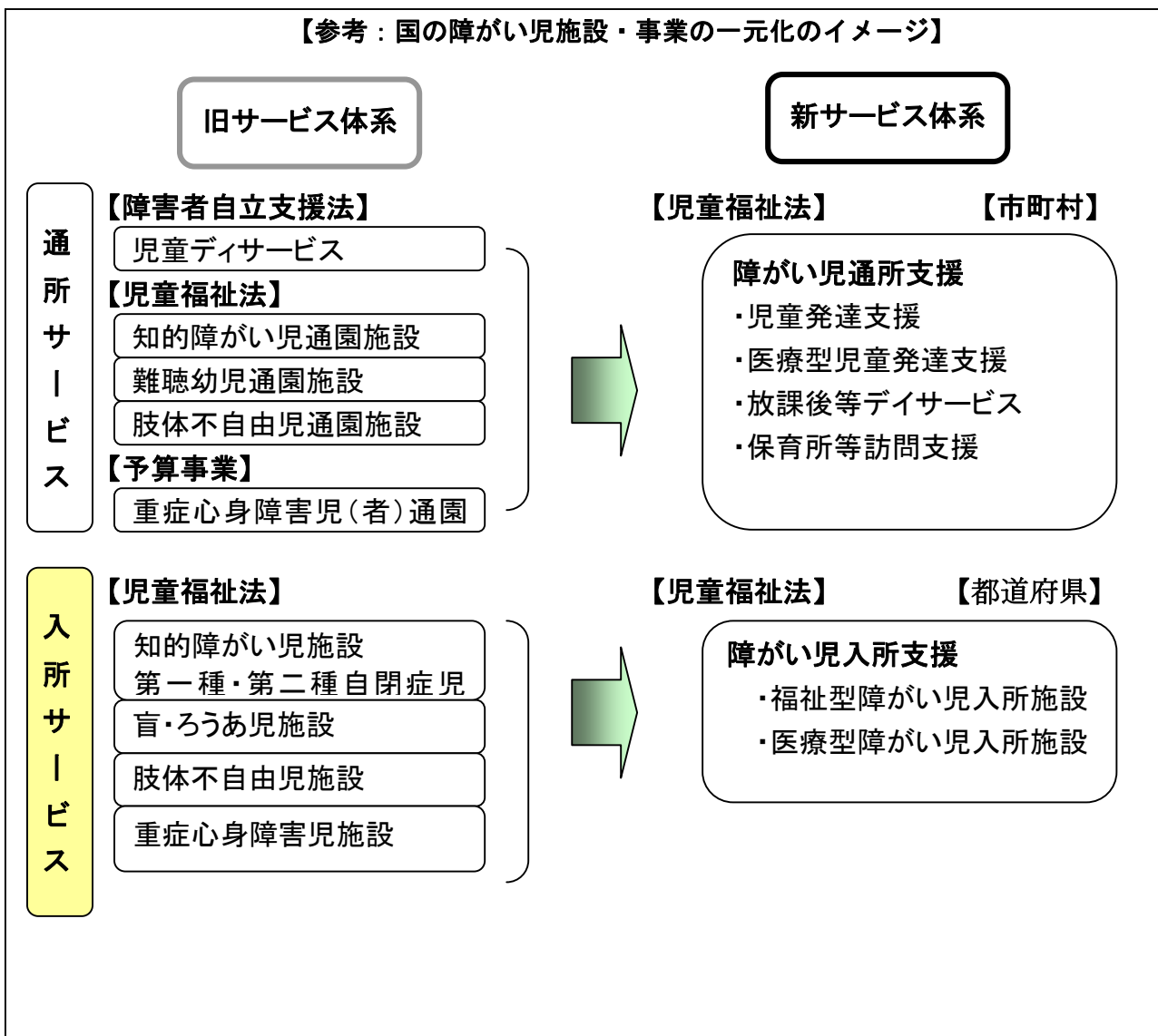
障がい者の社会生活における自立を支援するため、ふれあいスポーツ大会やふれあい文化祭・わく・わくアートコンクール等の社会参加事業を継続して実施します。

第7章 障がい児サービス等事業者の基盤整備に係る方針

平成24年4月から施行される改正児童福祉法により、障がい児の通所支援については市町村事業に移管され、より身近な窓口で支援が受けられるようになります。

今後、在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児が、身近な地域で安心して相談や療育指導が受けられるように、各関係機関と連携を図りながら支援の充実と強化に努め、必要なサービス量の確保に努めていきます。

また、障がい児が健やかに成長できるよう、福祉・教育・保健・医療各分野の連携強化による横断的な取組みにより支援の充実に努めます。



第8章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、多くの機会をとらえて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

3 庁外推進体制

本計画に位置づけられている事業は、行政のみならず、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、雇用に関連する職務従事者、企業、地域活動団体等が相互に連携、協力し合いながら取り組んでいく必要があります。

このため、関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るための協議の場である障がい者自立支援協議会を活用しながら、障がい者施策の充実に向けた検討を行います。

4 計画の点検・評価等

宇都宮市社会福祉審議会において計画の進捗状況を検証・評価した上で、必要な対応策等を次期計画に反映していきます。

資

料

1 本市の障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成23年3月31日で3.68%となっています。

なお、障害者白書及び厚生労働省の調査によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者366万3千人、知的障がい者54万7千人、精神障がい者323万3千人となっています。これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者29人、知的障がい者は4人、精神障がい者は25人となります。複数の障がいを併せ持つ者もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の6%が何らかの障がいを有していることとなります。

障がい者手帳所持者の推移

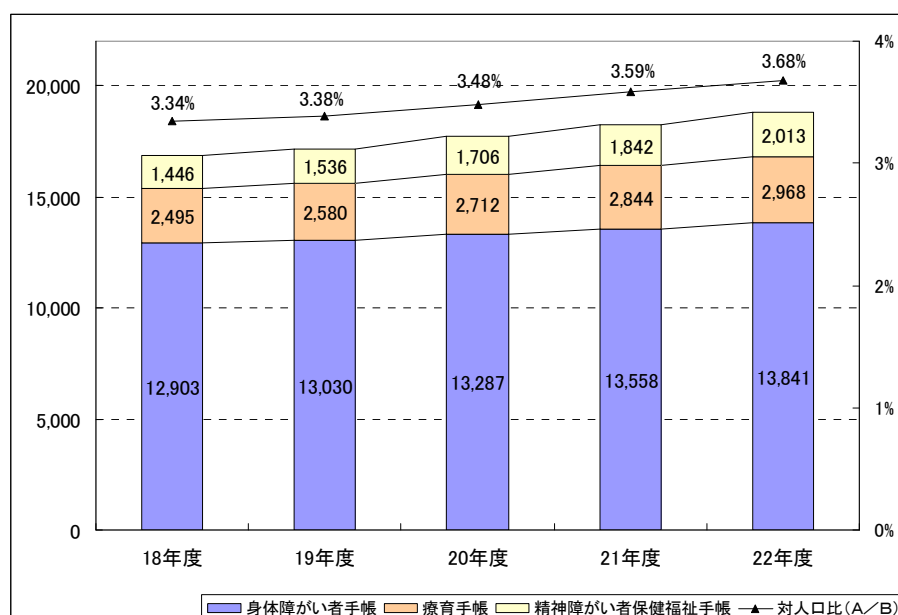
単位：人

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
身体障がい者手帳※1	12,903	13,030	13,287	13,558	13,841
療育手帳※2	2,495	2,580	2,712	2,844	2,968
精神障がい者保健福祉手帳※3	1,446	1,536	1,706	1,842	2,013
手帳所持者合計(A)	16,844	17,146	17,705	18,244	18,822
宇都宮市人口(B)※4	504,162	507,002	508,679	508,775	511,041
対人口比(A/B)	3.34%	3.38%	3.48%	3.59%	3.68%

※1：身体障がい者手帳については、「福祉行政報告例」による。（各年度末時点）

※2,3：療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳については、栃木県から情報提供があった「福祉行政報告例」、「衛生行政報告例」による。（各年度末時点）

※4：各年度における人口は、宇都宮市統計データバンクにおける毎月人口（推計）（翌年度の4月1日時点）による。直近の国勢調査(H22年国勢調査)人口に毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動や出生数、死亡数を加減して求めた人口であり、住民基本台帳に記載された人口、或いは住民基本台帳と外国人登録を合算した人口とは一致しません。



(1) 身体障がい者手帳所持者の推移

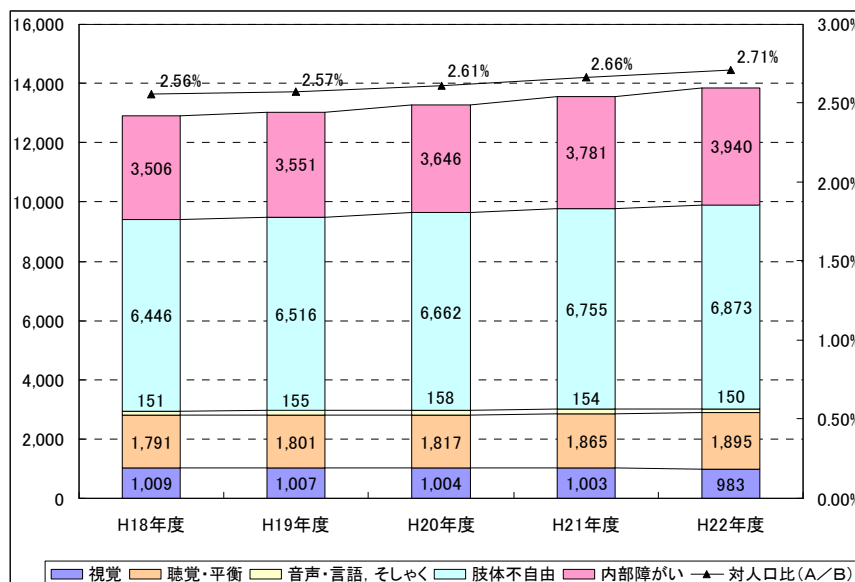
身体障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、平成23年3月31日で13,841人となっています。障がい別の推移では、内部障がいの増加割合が高くなっています。一方、視覚障がいが増加していません。

単位：人

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
視覚	1,009	1,007	1,004	1,003	983
聴覚・平衡	1,791	1,801	1,817	1,865	1,895
音声・言語, そしゃく	151	155	158	154	150
肢体不自由	6,446	6,516	6,662	6,755	6,873
内部障がい	3,506	3,551	3,646	3,781	3,940
手帳所持者合計(A)	12,903	13,030	13,287	13,558	13,841
宇都宮市人口(B)	504,162	507,002	508,679	508,775	511,041
対人口比(A/B)	2.56%	2.57%	2.61%	2.66%	2.71%

※「福祉行政報告例」による。(各年度末時点)

※各年度における人口は、宇都宮市統計データバンクにおける毎月人口(推計)(翌年度の4月1日時点)による。直近の国勢調査(H22年国勢調査)人口に毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動や出生数、死亡数を加減して求めた人口であり、住民基本台帳に記載された人口、或いは住民基本台帳と外国人登録を合算した人口とは一致しません。



身体障がい者手帳交付件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規交付	901	1,036	1,061	1,056	1,081
程度変更	258	239	258	234	288
破損等再交付	228	250	242	238	226
合計	1,387	1,525	1,561	1,528	1,595

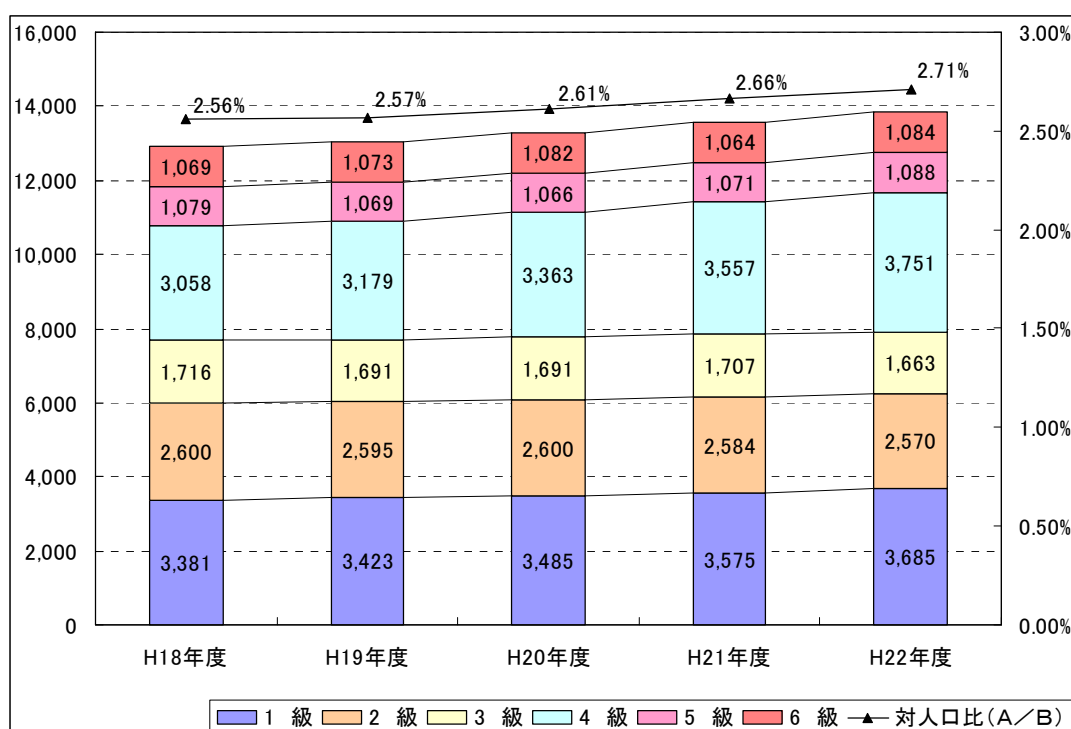
■ 等級別身体障がい者手帳所持者の推移

単位：人

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
1 級	3,381	3,423	3,485	3,575	3,685
2 級	2,600	2,595	2,600	2,584	2,570
3 級	1,716	1,691	1,691	1,707	1,663
4 級	3,058	3,179	3,363	3,557	3,751
5 級	1,079	1,069	1,066	1,071	1,088
6 級	1,069	1,073	1,082	1,064	1,084
手帳所持者合計(A)	12,903	13,030	13,287	13,558	13,841
宇都宮市人口(B)	504,162	507,002	508,679	508,775	511,041
対人口比(A/B)	2.56%	2.57%	2.61%	2.66%	2.71%

※「福祉行政報告例」による。(各年度末時点)

※各年度における人口は、宇都宮市統計データバンクにおける毎月人口（推計）（翌年度の4月1日時点）による。直近の国勢調査(H22 年国勢調査) 人口に毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動や出生数、死亡数を加減して求めた人口であり、住民基本台帳に記載された人口、或いは住民基本台帳と外国人登録を合算した人口とは一致しません。



■ 等級別・障がい別身体障がい者手帳所持者数

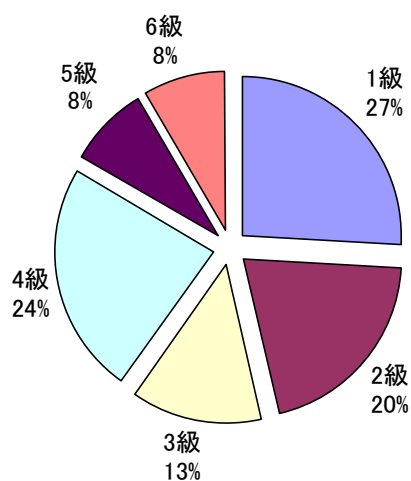
H23.3.31 現在

単位：人

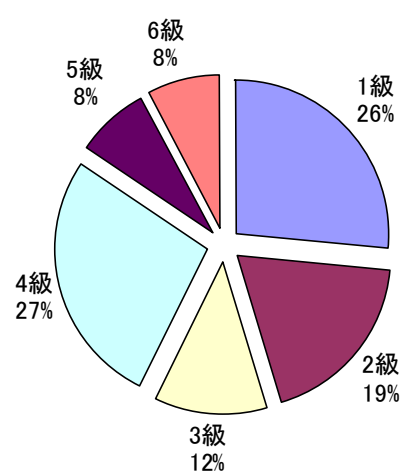
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	372	310	57	57	127	60	983
聴覚・平衡	0	541	166	516	6	666	1,895
音声・言語, そしゃく	0	0	71	79	-	-	150
肢体不自由	702	1,703	1,010	2,145	955	358	6,873
内部障がい	2,611	16	359	954	-	-	3,940
計	3,685	2,570	1,663	3,751	1,088	1084	13,841

等級別構成比

H19.3.31現在

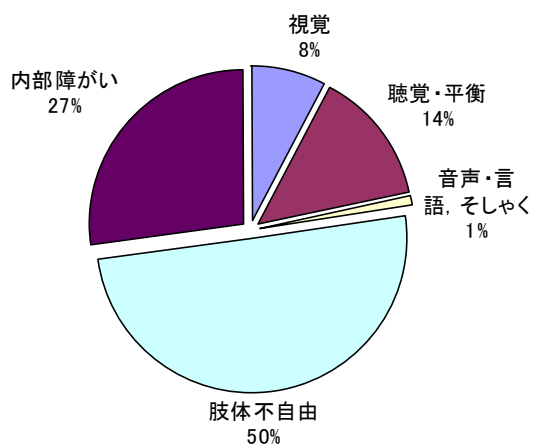


H23.3.31現在

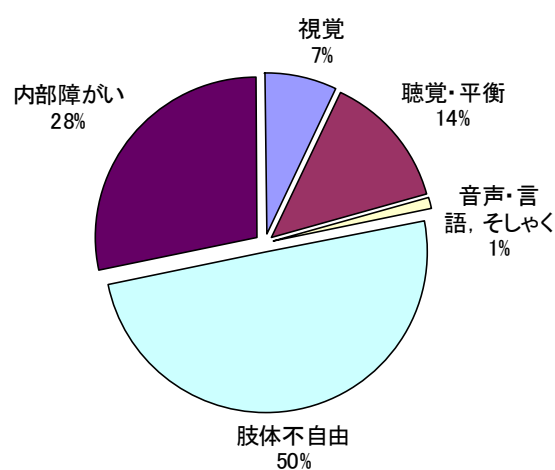


障がい別構成比

H19.3.31現在



H23.3.31現在



(2) 療育手帳所持者の推移

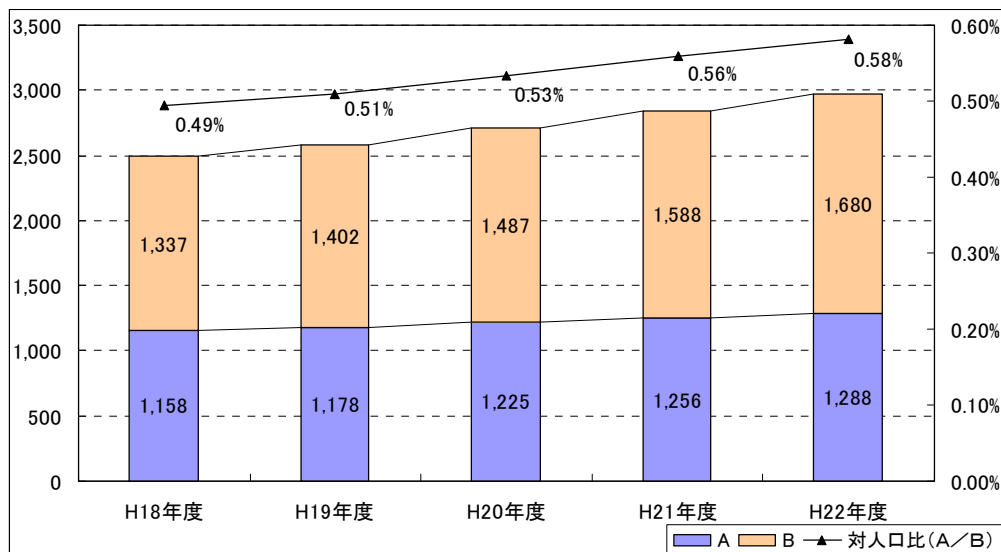
療育手帳所持者は増加傾向にあり、平成23年3月31日で2,968人となっています。
療育手帳所持者の本市人口に占める割合は、0.58%となっています。

単位:人

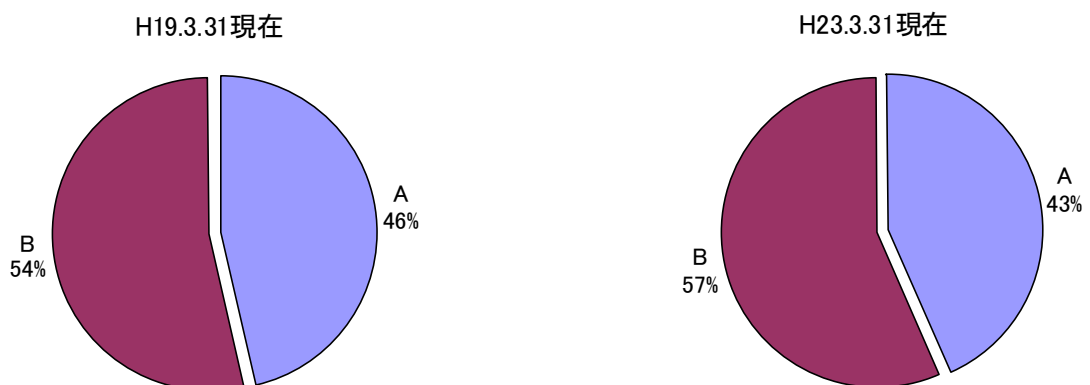
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	1,158	1,178	1,225	1,256	1,288
B	1,337	1,402	1,487	1,588	1,680
手帳所持者合計(A)	2,495	2,580	2,712	2,844	2,968
宇都宮市人口(B)	504,162	507,002	508,679	508,775	511,041
対人口比(A/B)	0.49%	0.51%	0.53%	0.56%	0.58%

※栃木県から情報提供があった「福祉行政報告例」による。(各年度末時点)

※各年度における人口は、宇都宮市統計データバンクにおける毎月人口(推計)(翌年度の4月1日時点)による。直近の国勢調査(H22年国勢調査)人口に毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動や出生数、死亡数を加減して求めた人口であり、住民基本台帳に記載された人口、或いは住民基本台帳と外国人登録を合算した人口とは一致しません。



程度別構成比



(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

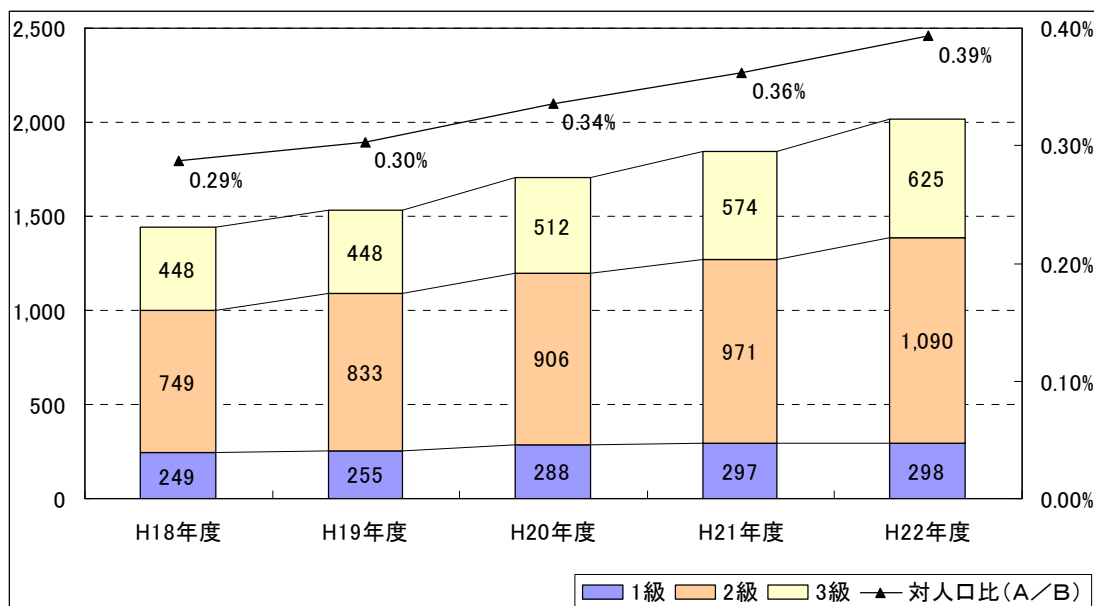
精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成23年3月31日で2,013人となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者の本市人口に占める割合は、0.39%となっています。等級別では、2級の増加割合が高くなっています。

単位:人

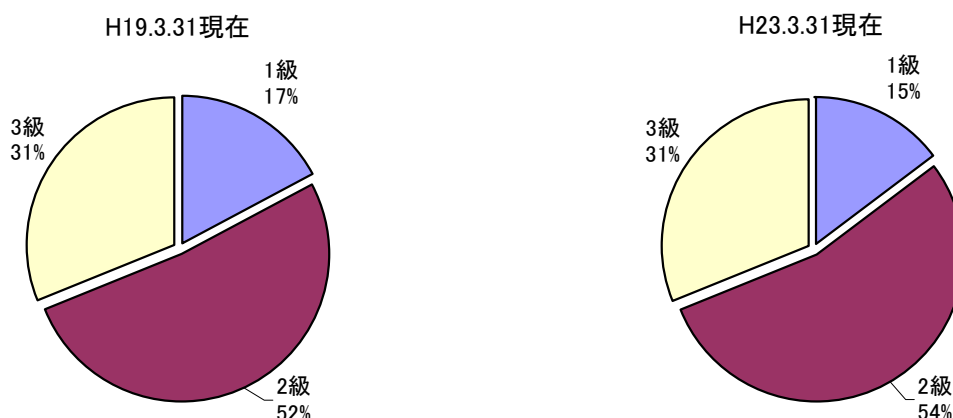
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
1級	249	255	288	297	298
2級	749	833	906	971	1,090
3級	448	448	512	574	625
手帳所持者合計(A)	1,446	1,536	1,706	1,842	2,013
宇都宮市人口(B)	504,162	507,002	508,679	508,775	511,041
対人口比(A/B)	0.29%	0.30%	0.34%	0.36%	0.39%

※栃木県から情報提供があった「衛生行政報告例」による。(各年度末時点)

※各年度における人口は、宇都宮市統計データバンクにおける毎月人口(推計)(翌年度の4月1日時点)による。直近の国勢調査(H22年国勢調査)人口に毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動や出生数、死亡数を加減して求めた人口であり、住民基本台帳に記載された人口、或いは住民基本台帳と外国人登録を合算した人口とは一致しません。

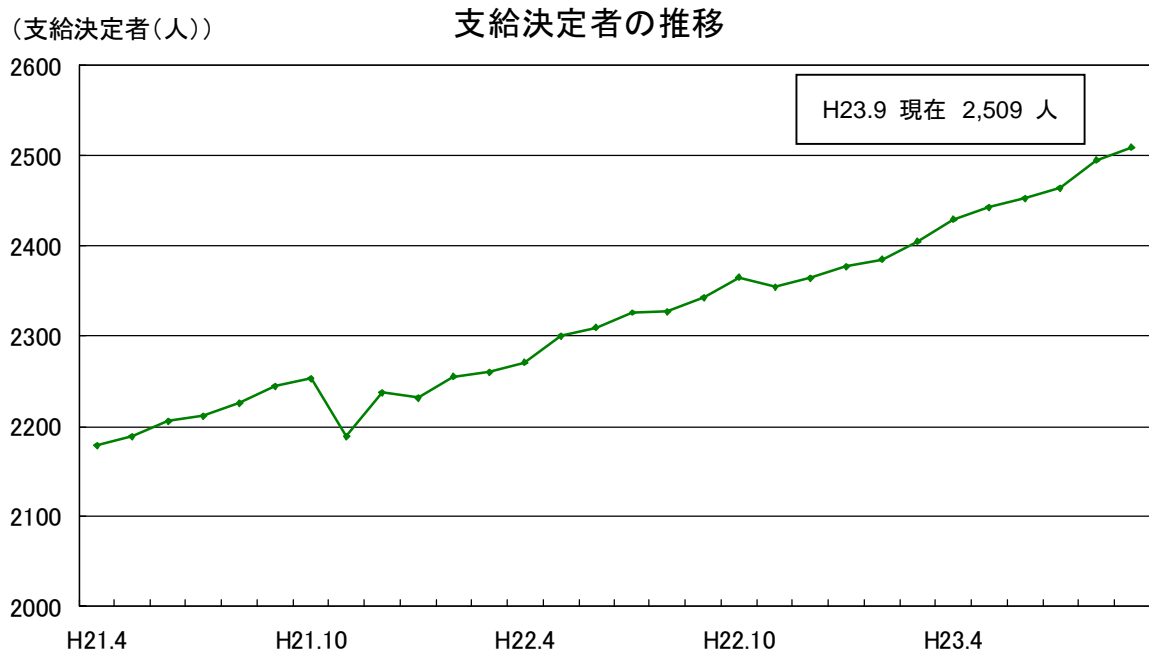


程度別構成比



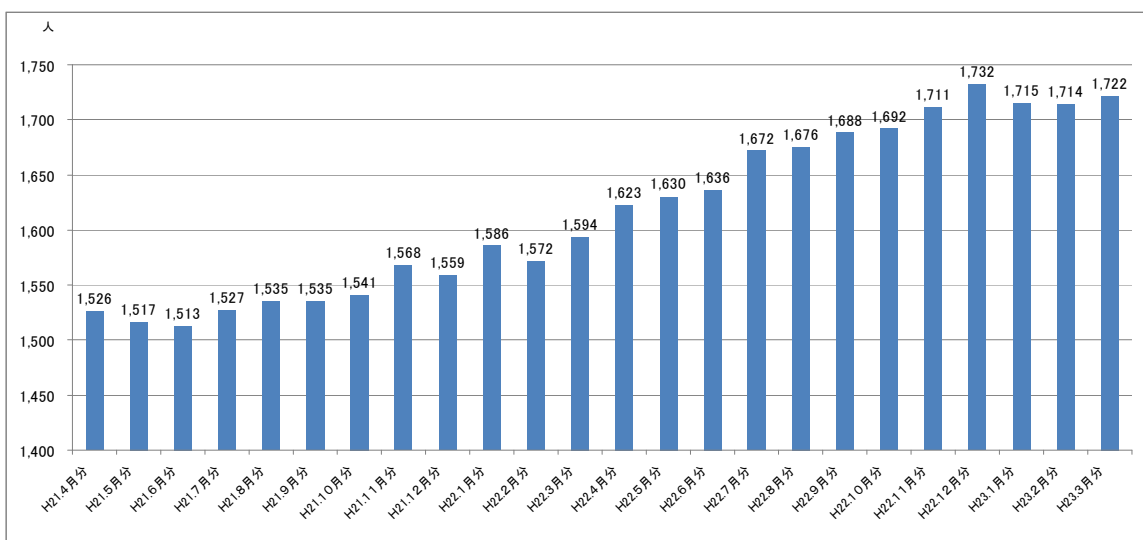
2 障がい福祉サービス支給決定者の状況

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に係る支給決定者は増加傾向にあり、平成23年9月で2,509人となっています。



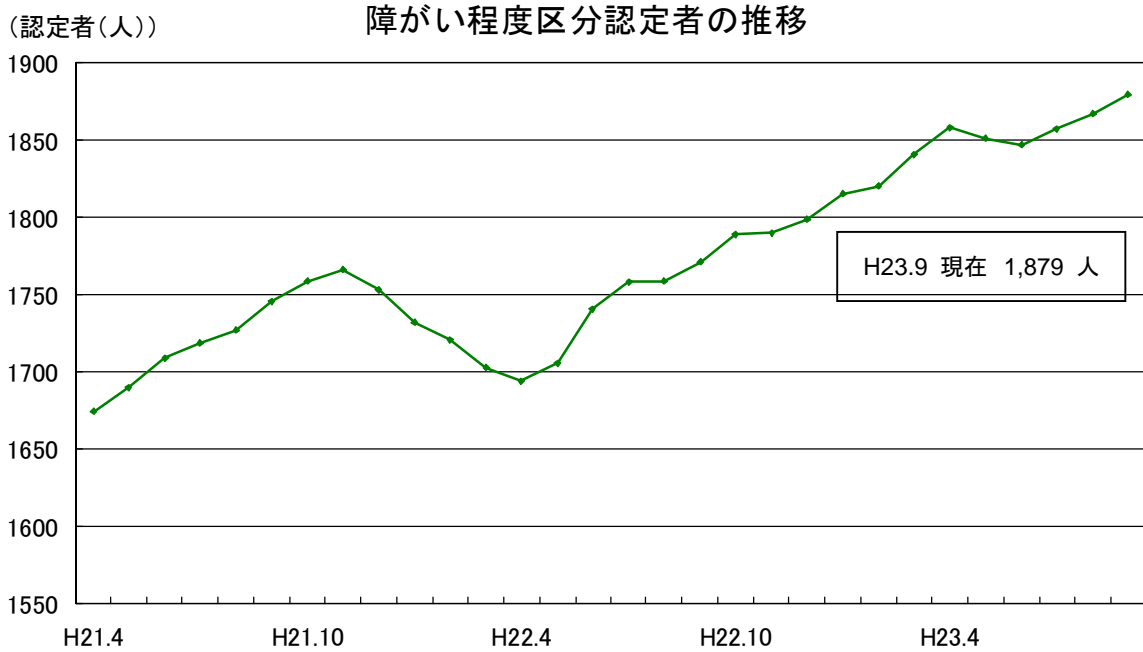
3 障がい福祉サービス利用者数の推移

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成23年3月で1,722人となっています。



4 障がい程度区分認定者の推移

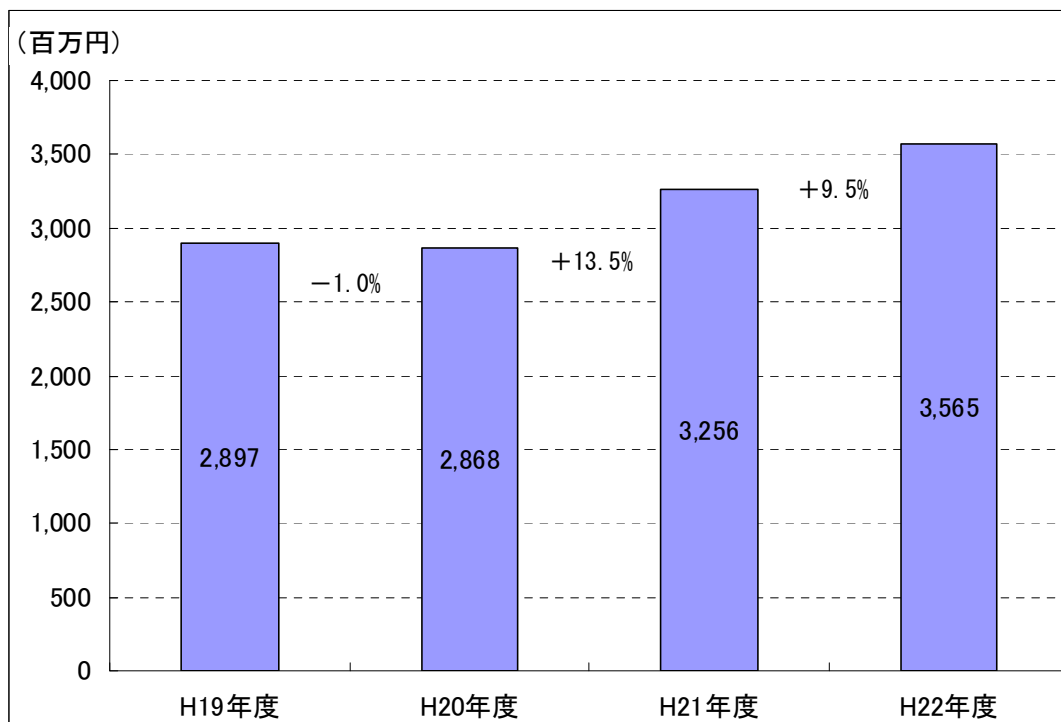
障がい程度区分認定者数は増加傾向にあり，平成23年9月で1,879人となっています。



5 障がい福祉サービス全体に係る総費用額の推移

障がい福祉サービス全体に係る総費用額（給付費，利用者負担額，事業運営安定化事業等助成）は，増加傾向にあり，平成22年度で年間約35億円となっています。

平成20年度以降でみると，毎年約10%前後の伸び率となっています。



6 利用者負担等の状況（平成23年3月）

所得区分	利用者数 (人)	所得区分の割合 (%)	総費用額 (円)	利用者負担額 (円)	負担率 (%)
一般2	37	2.1%	4,717,740	471,774	10.0%
一般1	97	5.6%	8,054,060	376,539	4.7%
低所得2	820	47.6%	175,622,969	0	0.0%
低所得1	518	30.1%	78,181,750	0	0.0%
生活保護	250	14.5%	35,692,631	0	0.0%
計（平均）	1,722	-	302,269,150	848,313	0.3%

※出典：国保連支払いデータ

7 宇都宮市内における障がい福祉サービス事業所等一覧

区分	種別	平成21年度末		平成22年度末		平成24年1月1日現在	
		事業所数	定員数計	事業所数	定員数計	事業所数	定員数計
訪問系	居宅介護	47		50		52	
	重度訪問介護	33		36		39	
	同行援護					14	
	行動援護	8		10		10	
	重度障害者包括支援	1		2		2	
合計		89		98		117	
日中活動系	生活介護	13	282	15	332	20	479
	自立訓練（機能訓練）	2	41	2	41	1	30
	自立訓練（生活訓練）	7	71	8	81	9	102
	就労移行支援	6	62	11	119	13	160
	就労継続支援A型	0	0	1	20	3	50
	就労継続支援B型	10	159	16	253	23	398
合計		38	615	53	846	69	1,219
相談支援	相談支援事業	6		7		8	
合計		6	0	7	0	8	0
短期入所	短期入所	13	52	13	55	14	58
合計		13	52	13	55	14	58
居住系	グループホーム（GH）	29	152	29	152	29	148
	ケアホーム（CH）	0	0	1	6	1	6
	GH・CH一体型	22	149	22	156	24	164
	小計	51	301	52	314	54	318
	障害者支援施設	3	90	4	120	6	190
合計		54	391	56	434	60	508
市町村地域生活支援事業	移動支援事業	36		39		41	
	訪問入浴サービス事業	3		3		3	
	地域活動支援センター（A型）	4	50	4	50	4	50
	地域活動支援センター（B型）	12	197	12	197	12	197
	日中一時支援事業（日中支援型）	39	271	44	345	45	342
	日中一時支援事業（放課後支援型）	12	93	14	103	13	108
	重症障がい児者医療のケア支援事業	6	25	6	25	6	25
	福祉ホーム事業（身体）	1	10	1	10	1	10
	福祉ホーム事業（精神）	1	10	1	10	1	10
合計		114	656	124	740	126	742
旧支援費制度に基づく施設	肢体不自由者更生施設（入所）	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由者更生施設（通所）	0	0	0	0	0	0
	身体障害者療護施設（入所）	1	40	1	40	0	0
	身体障害者授産施設（通所）	1	20	1	20	1	20
	知的障害者更生施設（入所）	4	120	3	90	2	60
	知的障害者更生施設（通所）	3	50	2	45	0	0
	知的障害者授産施設（通所）	3	95	2	60	0	0
	精神障害者生活訓練施設	3	62	3	62	3	62
	精神障害者小規模通所授産施設	1	19	1	19	0	0
合計		16	406	13	336	6	142

策定経過

- 平成23年4月 策定体制の整備
- 7月 栃木県との圏域調整会議（第1回）
社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会（第1回）
- ・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定体制等について
 - ・第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の現状について
 - ・障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査について
- 8月 障がい者団体との意見交換
障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査
- 10月 障がい者自立支援協議会（第1回）
- ・第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の現状等について
- 障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査のとりまとめ
国から障がい福祉計画の基本指針（案）の提示
- 12月 栃木県との圏域調整会議（第2回）
国から障がい福祉計画の基本指針の告示
- 平成24年1月 障がい者自立支援協議会（第2回）
- ・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画（素案）について
- 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会（第2回）
- ・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画（素案）について
- 2月 計画素案に対するパブリックコメントの実施
- 3月 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会（第3回）
- ・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画（案）について
- 計画策定，県知事への報告

宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 委員名簿

(平成 23 年 7 月 12 日現在)

(任期：平成 23 年 6 月 30 日～平成 26 年 6 月 30 日)

区 分	所 属 団 体 ・ 役 職	氏 名	
議 員	宇都宮市議会議員	高橋 美幸	
社会福祉	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長	小林 保子	
社会福祉	特定非営利活動法人宇都宮市知的障害者育成会理事長	加藤 佳子	
社会福祉	宇都宮地区精神障がい者援護会会長	亀山 武昭	
社会福祉	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター長	瓜生 泰	
社会福祉	宇都宮地区障がい児者福祉推進協議会	直井 修一	
社会福祉	社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉 仁巳	分 科 会 長
学識経験	株式会社下野新聞社総務局長	小川 和子	
学識経験	国立大学法人宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	職 務 代 理 者
学識経験	社団法人宇都宮市医師会副会長	齋藤 公司	
学識経験	社団法人宇都宮市歯科医師会会長	小林 豊	
市民代表	公 募	小野 美智子	
市民代表	公 募	田仲 喜一郎	

宇都宮市障害福祉サービス計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉計画（以下「計画」）を策定するため、宇都宮市障害福祉サービス計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には障害福祉課長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 別表1に掲げる者のうち、下線の付されている者については、審議内容に応じて出席を求めるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、当該課・室長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 前条第1項及び第3項の規定は、策定作業部会について準用する。
- 7 別表2に掲げる課・室長が指名する者のうち、下線の付されている課・室長が指名する者の招集については、前条第2項を準用する。

(庶務)

第6条 委員会及び策定作業部会に関する庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

別表1（第3条関係）

財政課長、政策審議室長、保健福祉総務課長、高齢福祉課長、保健所保健予防課長、
子ども発達センター所長、商工振興課長、教育センター所長

別表2（第5条関係）

財政課、政策審議室、保健福祉総務課、高齢福祉課、保健所保健予防課、子ども発達センター、商工振興課、教育センター

障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査結果（概要）

1 目的

障がい福祉サービスを利用する者の利用実態及び障がい福祉サービスを提供する事業者の運営実態等を把握し、第3期障がい福祉サービス計画策定のための基礎資料を得る。

2 利用者実態調査

(1) 調査の対象及び客体

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の利用者を対象として、市の支給決定者の中から無作為に抽出した1,299人

(2) 調査方法と回収状況等

調査方法：郵送による調査

調査期間：平成23年8月31日（水）～9月13日（火）

<回収状況>

発送数	回収数	回収率
1,299件	794件	61.1%

<参考>前回調査（H20.10）

発送数：941件

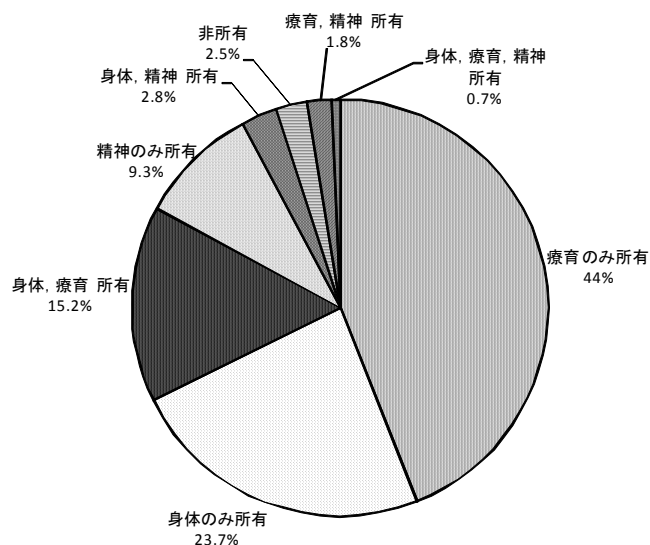
回収数：571件

回収率：60.7%

(3) 手帳の所持状況等

ア 手帳の所持状況等

⇒ 所持状況については「療育手帳のみ所有」が約4割を占め、次いで、「身体障がい者手帳のみ所有」が約2割を占めている。



イ 身体障がい者手帳

⇒ 等級については「1級」が約5割を占め、障がい種別については「肢体不自由」が約8割を占めている。

① 等級

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
割合	48.4%	31.4%	8.1%	5.7%	4.2%	2.1%

② 障がい種別（複数回答）

区分	視覚	聴覚・平行機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由（全身性）	肢体不自由（全身性以外）	内部障がい
割合	20.7%	8.2%	11.6%	18.0%	57.8%	9.2%

ウ 療育手帳

⇒ 等級については「A2」が約4割を占め、次いで「B1」が約3割を占めている。

等級

区分	A	A 1	A 2	B	B 1	B 2
割合	3.8%	19.9%	36.2%	0.2%	26.7%	13.2%

エ 精神障がい者保健福祉手帳

⇒ 等級については「2級」が約6割を占めている。

等級

区分	1級	2級	3級
割合	23.9%	55.8%	20.4%

オ 自立支援医療（精神通院医療）

⇒ 「利用していない」が約7割を占め、「総合失調症」による利用が約4割を占めている。

① 利用状況

区分	利用している	利用していない
割合	30.8%	69.2%

② 精神通院医療を利用している精神疾患

区分	総合失調症	気分障がい（うつ等）	てんかん	認知症	発達遅滞	自閉症	その他
割合	41.8%	13.9%	21.4%	1.0%	13.9%	8.0%	12.9%

カ 障がい程度区分

⇒ 「区分2」が約2割であり、次いで「区分3」、「区分6」の順である。

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	未認定
割合	7.2%	16.4%	14.4%	9.2%	9.2%	11.6%	5.7%	26.3%

(4) 主な調査結果

ア 居住施設

⇒ 「自宅」が約8割を占め、「市外入所施設」が約1割を占めている。

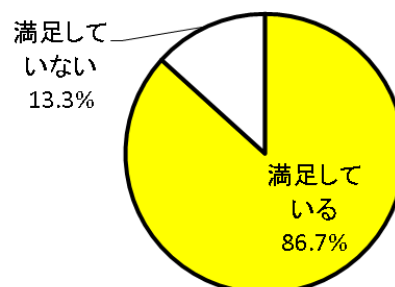
	自宅	GH・CH等	市内入所施設	市外入所施設	介護保険施設	その他
今回	77.6%	7.3%	3.5%	10.3%	0.1%	1.2%
前回	73.0%	9.5%	4.0%	11.0%	0.2%	2.3%

イ 入所施設の満足度

⇒ 「満足している」が約9割を占め、満足していない主な理由としては、「設備が不十分」が約3割である。

	今回	前回
満足している	86.7%	80.8%
満足していない	13.3%	19.2%

入所施設の満足度



満足していない主な理由	今回	前回
設備が不十分	25.0%	20.0%
不便なところにある	20.0%	32.0%
サービスの質が悪い	20.0%	12.0%

ウ 主な収入源（複数回答）

⇒ 「年金・恩給」が約8割を占め、次いで「授産施設等の工賃」が約2割である。

	会社等の給料	授産施設等の工賃	年金・恩給	各種手当	家族からの仕送り	収入なし	その他
今回	5.6%	17.7%	78.3%	9.6%	3.0%	11.2%	8.9%
前回	-	-	-	-	-	-	-

エ 福祉サービス利用時の主な相談者（複数回答）

⇒ 「家族・親族」が約5割を占め、次いで「福祉施設の職員や指導員」が約3割である。

	今回	前回
家族・親族	52.9%	48.0%
福祉施設の職員や指導員	33.5%	33.3%
市の障がい福祉課の担当者	27.5%	22.6%
病院・医師や看護師	13.9%	11.0%

オ 訪問系サービスの満足度

訪問系サービス…居宅介護（身体介護，家事援助），重度訪問介護，行動援護，訪問入浴

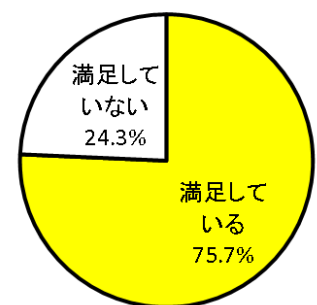
⇒ 「満足している」が約8割を占め、満足していない主な理由としては、「サービスの内容が限られている」が約5割を占めている。

	今回	前回
満足している	75.7%	57.8%
満足していない	24.3%	34.4%



満足していない主な理由	今回	前回
サービス内容が限られている	47.1%	-
申し込んでも使えないことがある	23.5%	22.6%

訪問系サービスの満足度



カ 外出支援サービスの満足度

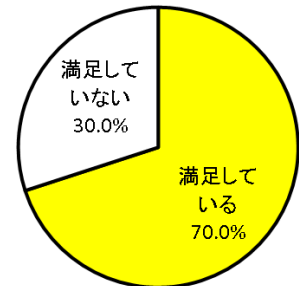
外出支援サービス…居宅介護（通院等介助，乗降介助），行動援護，重度訪問介護，移動支援
 ⇒ 「満足している」が約7割を占め，満足していない主な理由としては，「サービス内容に限られる」，「申し込んでも使えないことがある」が共に約3割である。

	今回	前回
満足している	70.0%	54.5%
満足していない	30.0%	42.9%



満足していない主な理由	今回	前回
サービス内容が限られている	34.3%	-
申し込んでも使えないことがある	34.3%	54.5%

外出支援サービスの満足度



キ 日中活動系サービスの満足度

日中活動系サービス…生活介護，自立訓練（機能・生活），就労移行支援，就労継続支援（A・B），児童デイサービス，地域活動支援センター・身体障がい者更生援護施設・知的障がい者援護施設・精神障がい者社会復帰施設・法定外の小規模作業所等

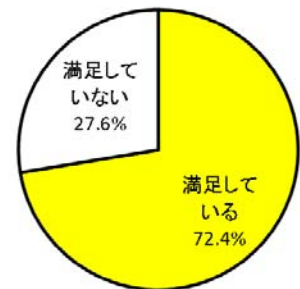
⇒ 「満足している」が約7割を占め，満足していない主な理由としては，「自分にあった活動がない」，「障がいの特性を理解した支援がない」が約3割である。

	今回	前回
満足している	72.4%	66.0%
満足していない	27.6%	22.9%



満足していない主な理由	今回	前回
自分にあった活動がない	33.3%	25.0%
障がいの特性を理解した支援がない	30.3%	10.3%

日中活動系サービスの満足度



(参考) 工賃をもらう仕事の今後について

⇒ 「工賃の額に関係なく，現在行っている仕事を続けていきたい」が約6割であり，「一般就労して，健常者と一緒に働きたい」が約2割であり，前回より増加している。

	今回	前回
工賃の額に関係なく，現在行っている仕事を続けていきたい	56.0%	65.4%
一般就労して，健常者と一緒に働きたい	17.5%	12.5%
大変でも，より多く工賃のもらえる仕事に就きたい	10.8%	8.1%
工賃の額に関係なく，自分のやりたい仕事に就きたい	10.2%	6.6%

ク 日中一時支援事業の満足度

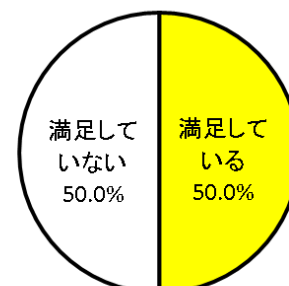
⇒ 「満足している」及び「満足していない」が共に5割であり、満足していない主な理由としては、「使用したいときに利用できない」が約7割である。「利用できる施設が少ない」は前回より減少している。

	今回	前回
満足している	50.0%	38.6%
満足していない	50.0%	56.3%



満足していない主な理由	今回	前回
使いたいときに利用できない	65.9%	70.8%
利用できる施設が少ない	44.3%	64.0%
送迎がない	36.4%	31.5%
使える日数が少ない	31.8%	24.7%

日中一時支援事業の満足度



ケ 短期入所（ショートステイ）の満足度

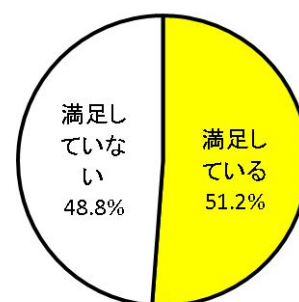
⇒ 「満足している」及び「満足していない」が共に約5割であり、満足していない主な理由としては、「利用できる施設が少ない」、「使いたいときに利用できない」が共に約6割である。

	今回	前回
満足している	51.2%	48.3%
満足していない	48.8%	47.4%



満足していない主な理由	今回	前回
利用できる施設が少ない	57.9%	58.2%
使いたいときに利用できない	55.3%	61.8%
送迎がない	34.2%	32.7%
近くに使える施設がない	31.6%	25.5%

短期入所の満足度



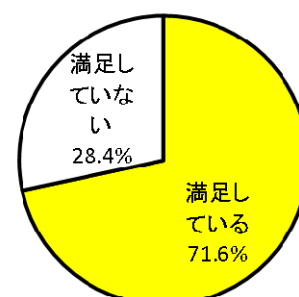
コ 日常生活用具給付の満足度

⇒ 「満足している」が約7割であり、満足していない主な理由としては、「申請方法が大変」が約4割である。

	今回	前回
満足している	71.6%	-
満足していない	28.4%	-



日常生活用具給付の満足度



満足していない主な理由	今回	前回
申請方法が大変	37.5%	-
利用者負担が高い	29.2%	-

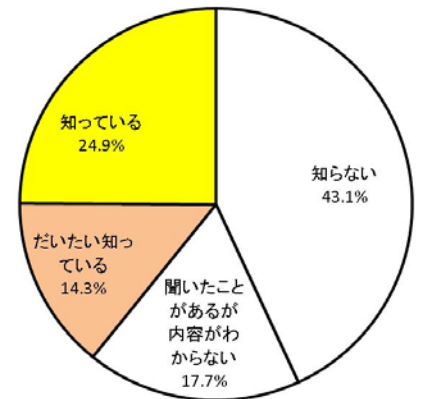
サ 成年後見制度の認知度

⇒ 認知度は、「知らない」及び「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせて約6割であり、利用・相談窓口の認知度は約3割である。

(ア) 認知度

	今回	前回
知らない	43.1%	-
聞いたことがあるが内容がわからない	17.7%	-
だいたい知っている	14.3%	-
知っている	24.9%	-

成年後見制度の認知度



(イ) 利用・相談窓口の認知度

	今回	前回
知っている	23.0%	-
知らない	77.0%	-

シ 今後充実してほしいサービス（複数回答）

⇒ 「福祉に関する様々な相談機能を充実してほしい」が約4割を占めている。

	今回	前回
福祉に関する様々な相談機能を充実してほしい	38.8%	-
グループホームやケアホーム等住まいの場を増やしてほしい	23.5%	-
健常者に対して、障がい者の理解を深めたり、健常者と障がい者と交流を充実してほしい	23.0%	-
就職につながるような支援がほしい	21.4%	-
授産施設等工賃を得て働く場、日中の活動の場を増やしてほしい	21.1%	-
緊急時の連絡手段や防災対策を充実してほしい	20.8%	-
ホームヘルプやショートステイ等の在宅サービスを充実してほしい	20.5%	-
日中における交流・憩いの場を充実してほしい	19.0%	-
障がい者のスポーツ、芸術・文化活動等への支援がほしい	12.8%	-

今後充実してほしいサービス



ス 障がい福祉サービスに関する意見・要望（自由回答）

⇒ 「通所・入所施設の増設や充実」及び「日中一時支援の改善・拡大」を求める意見が多い。

主な意見・要望	今回	前回
通所・入所施設（グループホーム・ケアホーム含む）の増設や充実	14件	-
日中一時支援（医療的ケア含む）の改善・拡大	14件	-
ショートステイの増設や充実	13件	-
親亡き後の生活の心配	13件	-
障がい福祉制度の積極的な情報提供	12件	-
相談支援の充実	10件	-
各種手続きの簡素化・迅速化	9件	-
ホームヘルプサービスの充実	8件	-
サービスの質の向上	7件	-

【利用者実態調査のまとめ】

- 全てのサービスにおいて、前回調査（H20）より利用者の満足度は向上している。
 入所施設の満足度 H20：80.9%→H23：86.7%
 訪問系サービスの満足度 H20：57.8%→H23：75.7%
 日中活動系サービスの満足度 H20：66.0%→H23：72.4%
- 上記項目における満足していない理由のうち、前回調査より大きく増加したものについては、[入所施設]「サービスの質が悪い」（前回：12.0%→今回：20.0%）や[訪問系]「申し込んでも使えない」（前回：22.6%→今回：23.5%）、[日中活動]「障がい特性を理解した支援がない」（前回：10.3%→今回：30.3%）となっている。
- 日中活動系サービスで工賃をもらう利用者においては、「工賃に関係なく、仕事を続けていきたい」（H20：65.4%→H23：56.0%）が減少する一方、一般就労を希望する者の割合は増加（H20：14.7%→H23：21.0%）している。
- 今後、充実してほしいサービスとしては、「相談機能の充実」が4割を占め、最も多い。
- 障がい福祉サービスに関する意見・要望（自由回答）については、「施設の増設・充実」や「日中一時支援の改善・拡大」を求める声が多い。

3 事業者実態調査

(1) 調査の対象及び客体

指定障がい福祉サービス事業等を運営する法人

(2) 調査方法と回収状況等

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成23年8月31日（水）～9月13日（火）

法人用調査票 回収状況			事業所用調査票 回収状況		
発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
89件	58件	65.2%	296件	189件	63.9%

(3) 主な調査結果（法人版）

ア 法人種別

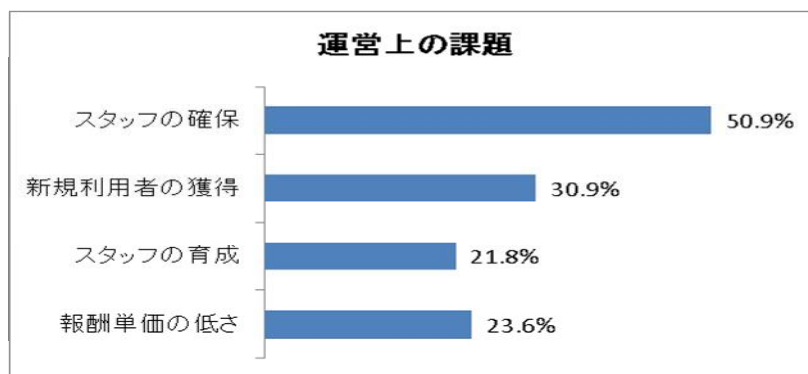
⇒ 「社会福祉法人」、「有限会社」が共に約3割を占めている。

社会福祉法人	有限会社	株式会社	NPO法人	医療法人	その他
27.6%	27.6%	20.7%	10.3%	10.3%	3.4%

イ 運営上の課題（複数回答）

⇒ 「スタッフの確保」が約5割を占め、次いで「新規利用者の獲得」（約3割）である。

課題	回答割合	具体的な主な理由
スタッフの確保	50.9%	・ 適当な人材が見つからない（82.1%） ・ 資金面で難しい（42.9%）
新規利用者の獲得	30.9%	・ 営業活動の効果が出ない（35.3%） ・ 利用者獲得に費やす時間がない（29.4%） ・ 利用者獲得の手段がわからない（23.5%）
スタッフの育成	21.8%	・ 人材育成に費やす時間がない（45.5%） ・ すぐに辞めてしまう（36.4%） ・ 応募者がいない（36.4%）
報酬単価の低さ	23.6%	—



ウ 事業の新設・拡大等で重視すること（複数回答）

⇒ 「地域の利用者数の今後の見込み」、「建物・物件の確保」、「スタッフの確保」が約5割である。

事項	回答割合
地域の利用者数の今後の見込み	48.4%
建物・物件の確保	48.4%
スタッフの確保	48.4%

エ 障がい福祉サービス等に関する意見・要望

- ・ 障がい福祉サービスにおける報酬単価の充実
- ・ スタッフの確保に向けた支援策がほしい
- ・ 日中一時支援事業における報酬単価の充実、受入れ要件の拡大 等

(4) 主な調査結果

ア 事業所種別

⇒ 「日中活動系サービス」が約3割を占め、次いで「訪問系サービス」（約2割）である。

訪問系サービス(※1)	日中活動系サービス(※2)	居住系サービス(※3)	旧体系施設(※4)	地域活動支援センター	日中一時支援事業	その他
18.9%	32.5%	13.6%	4.1%	8.9%	14.2%	7.8%

(※1) 訪問系サービス…居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援

(※2) 日中活動系サービス…生活介護，自立訓練（機能・生活），就労移行支援，就労継続支援（A・B），療養介護，短期入所

(※3) 居住系サービス…共同生活援助，共同生活介護，施設入所支援

(※4) 旧体系施設…身体障害者療護施設，身体障害者通所授産施設，知的障害者入所更正施設，知的障害者通所更正施設，知的障害者通所授産施設，精神障害者通所授産施設，精神障害者生活訓練施設，精神障害者福祉ホーム（B型），精神障害者小規模通所授産施設

イ スタッフの人数・勤務年数

⇒ 多くの職種で非常勤に比べ、常勤の割合が高い。

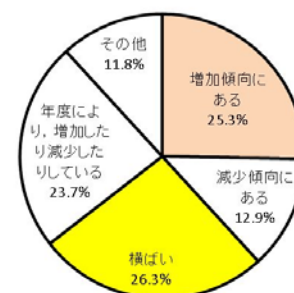
主な職種	常勤	非常勤	合計	常勤率	平均勤続年数
施設長	0.81人	0.07人	0.88人	92.0%	11.6年
就労支援員	1.20人	1.50人	2.70人	44.4%	9.8年
サービス管理責任者	0.91人	0.22人	1.13人	80.5%	9.6年
サービス提供責任者	1.74人	0.32人	2.06人	84.5%	4.8年
相談支援専門員	1.14人	0.14人	1.28人	89.1%	5.3年
事務員	0.76人	0.58人	1.34人	56.7%	5.2年
生活指導員	4.20人	2.09人	6.29人	66.8%	4.4年
ホームヘルパー	2.88人	7.53人	10.41人	27.7%	3.9年

ウ サービスにおける収入（過去3年間）

⇒ 「横ばい」及び「増加傾向にある」が共に約3割を占めている。

事項	回答割合
増加傾向にある	25.3%
減少傾向にある	12.9%
横ばい	26.3%
年度により、増加したり減少したりしている	23.7%
その他	11.8%

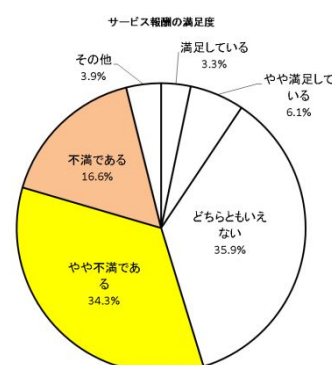
サービスにおける収入



エ サービス報酬の満足度

⇒ 「やや不満である」と「不満である」を合わせて約5割を占めている。

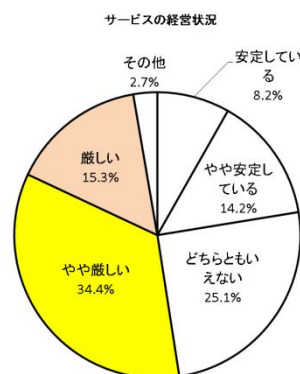
事項	回答割合
満足している	3.3%
やや満足している	6.1%
どちらともいえない	35.9%
やや不満である	34.3%
不満である	16.6%
その他	3.9%



オ サービスの経営状況

⇒ 「やや厳しい」と「厳しい」を合わせて約5割を占めている。

事項	回答割合
安定している	8.2%
やや安定している	14.2%
どちらともいえない	25.1%
やや厳しい	34.4%
厳しい	15.3%
その他	2.7%



カ サービスの質の向上のために実施していること（複数回答）

⇒ 「事業所内で研修を行っている」が約7割で最も多く、次いで「事故防止のための事例の収集・共有を図っている」、「問題事例等に関するケース検討会などを開催している」の順である。

事項	回答割合
事業所内での研修を行っている	67.6%
事故防止のための事例の収集・共有を図っている	63.2%
問題事例等に関するケース検討会などを開催している	61.1%
外部での研修を受けている	53.5%
サービス提供のガイドライン・マニュアルを作成している	34.1%

キ 今後、サービスの質の向上のために必要な取組（複数回答）

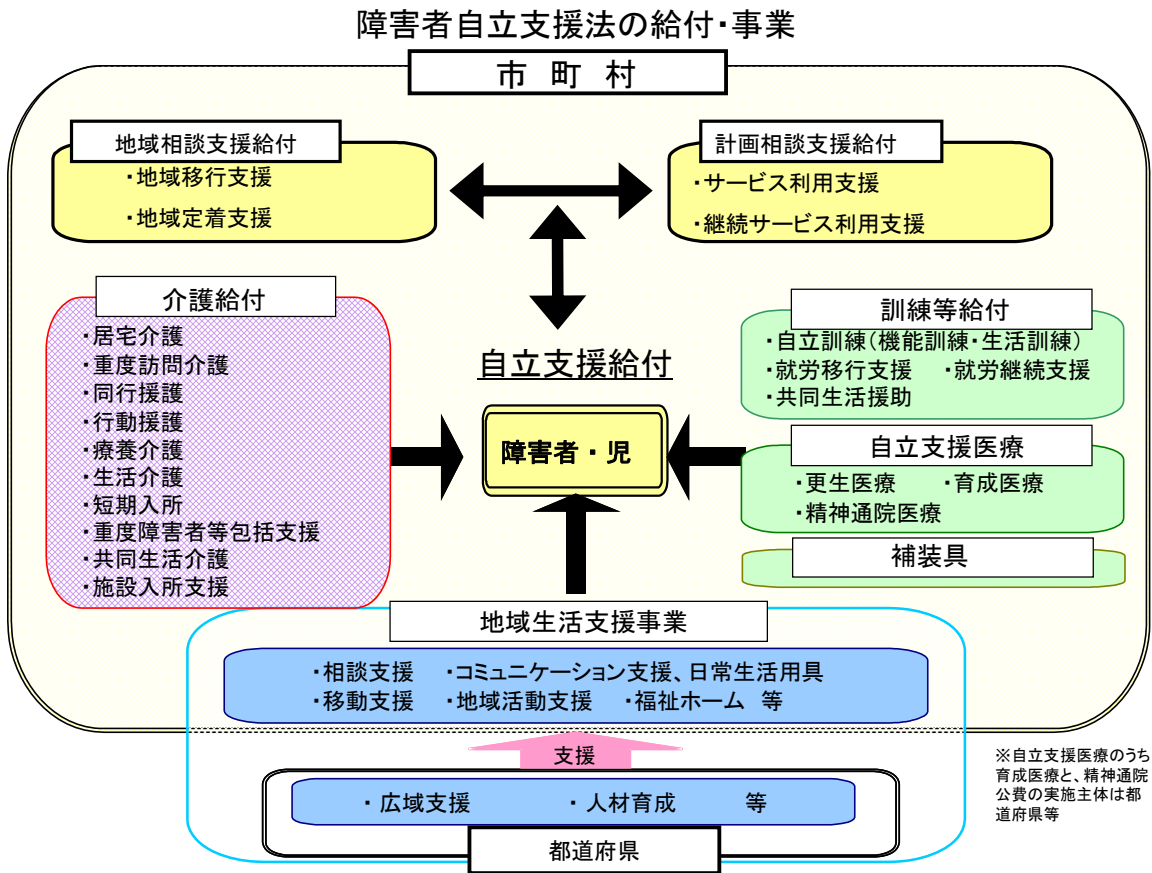
⇒ 「利用者や家族への満足度調査」、「外部での研修」、「サービス提供のガイドライン・マニュアルの作成」が3割を超え上位である。

事項	回答割合
利用者や家族への満足度調査	32.7%
外部での研修	30.7%
サービス提供のガイドライン・マニュアルの作成	30.0%
問題事例等に関するケース検討会などの開催	21.3%
設備の充実	19.3%

【事業者実態調査のまとめ】

- ・ 事業者においては、過去3か年における収入は「横ばい」（26.3%）、経営状況については「やや厳しい」（34.4%）と回答した割合が最も多い。
- ・ 事業者として認識している運営上の課題は、「スタッフの確保」が過半数を占める。
- ・ スタッフの勤務状況（施設長を除く）のうち、常勤の割合は、相談支援専門員が最も高く（89.1%）、ホームヘルパーが最も低い（27.7%）。また、平均勤続年数は、就労支援員が最も高く（9.8年）、ホームヘルパーが最も低い（3.9年）状況となっている。
- ・ 事業所内におけるサービス向上のための取組は、「事業所内研修」（67.6%）に最も力を入れている。
- ・ 今後、サービスの質の向上のための取組としては、「満足度調査」や「外部研修」、「マニュアル作成」が求められている。

障害者自立支援法における福祉サービス等の体系



障がい福祉サービス等の概要

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時等において、当該障がい者等に同行し、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護等を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、短期入所等を包括的に提供する。

区 分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
生活介護	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援を行う。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

区 分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
療養介護	病院において機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護，日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき，主として昼間において，病院において行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また，療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき，当該施設に短期間の入所をさせ，入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
【居住系サービス】	
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
共同生活介護	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において入浴，排せつ又は食事等の介護，調理，洗濯又は掃除等の家事，生活等に関する相談又は助言，就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき，主として夜間において，入浴，排せつ及び食事等の介護，生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
【相談支援】	
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき，障がい者の心身状況等を勘案し，利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに，障がい福祉サービス等の利用状況を検証し，サービス等利用計画の見直しを行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し，住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活する障がい者等に対し，常時の連絡体制を確保し，障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。
市町村相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するもの。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等について、入居支援（不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援）、24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援等）、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等の支援を行う。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

事業名	事業の内容
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動支援を行う。</p> <p>ただし、障害者自立支援法に基づき、支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては、原則として移動支援事業の対象としない。</p>
地域活動支援センター事業	<p>障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。</p>
福祉ホーム事業	<p>家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。</p>
日中一時支援事業 （日中支援型）	<p>障がい者又は障がい児に対し、事業所等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。</p>
日中一時支援事業 （放課後支援型）	<p>特別支援学校就学中の児童及び生徒に、事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行う。</p>
日中一時支援事業 （医療的ケア）	<p>医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し、医療機関等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。</p>
奉仕員養成研修	<p>聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。</p>
在宅重度心身障がい者デイケア事業	<p>在宅の重度心身障がい者が、障がい福祉サービス等のうち日中における活動の場を提供するサービスを受けることが困難な場合に、デイケアセンターに通所し、訓練指導を行うことにより、障がい者の福祉を増進し、家庭における介護を支援する。</p>

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちを
つくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL(028)632-2228 FAX(028)636-0398
E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp